

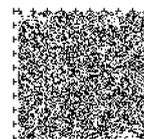
ふくい共生社会実現プラン

～第7次福井県障がい者福祉計画～



令和5年3月

福 井 県



表紙の絵

「We live in new world」

若狭美&B ネット若狭ものづくり美学舎きらりアート部
坪内 一真 氏（きらりアート展 大賞受賞者）

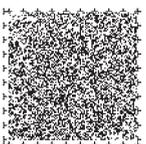
この冊子は、障がいのある人の施設で印刷したものです。

お仕事マッチング フクシオン



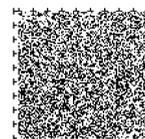
検索

<https://fukution.com/jobmatching/>



目 次

第1章	計画の趣旨	1
1	計画の位置付け	2
2	計画期間	2
3	これまでの施策の評価	2
4	計画策定の背景	3
5	計画策定の経過	4
6	計画の対象	4
7	SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現	5
第2章	障がいのある人を取り巻く現状	7
1	障がいのある人の状況	8
2	地域生活の状況	15
3	障がいのある人の就労の状況	16
4	医療費助成の状況	19
5	療育体制の状況	20
6	災害時の障がいのある人への支援の状況	21
7	教育の状況	22
第3章	計画の基本的な考え方	25
1	基本理念	26
2	基本目標	26
3	計画の体系	28
第4章	重点施策	31
	基本目標1 共に生きる社会の実現	32
	重点施策(1) 県民理解の促進	32
	重点施策(2) 障がいのある人の権利擁護・虐待防止	37
	重点施策(3) 意思疎通支援の充実	39
	重点施策(4) 意思決定支援の推進	41
	重点施策(5) 障がいのある人等の声の反映、当事者参画	43
	重点施策(6) 福祉教育・交流の推進	44
	重点施策(7) 個別のニーズに応じた教育の充実	46



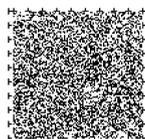
基本目標2	自分らしく活躍し、生き生きと生活する	47
重点施策(1)	障がいのある方の幸せ就労の推進	47
重点施策(2)	一般就労に向けた支援	49
重点施策(3)	スポーツの振興	51
重点施策(4)	文化芸術活動の充実	53
重点施策(5)	日中活動・交流活動の充実	55
重点施策(6)	心の健康づくりの推進	56

基本目標3	障がい特性に応じて適切に支えあうための環境づくり	57
重点施策(1)	障がい福祉・医療を支える人材確保	57
重点施策(2)	障がい児の地域療育体制の充実	58
重点施策(3)	障がい児者の家族への支援	59
重点施策(4)	相談支援体制・ピアサポートの充実	60
重点施策(5)	高齢化対策の充実	61
重点施策(6)	医療的ケア児者・重症心身障がい児者への支援	62
重点施策(7)	強度行動障がい児者への支援	63
重点施策(8)	発達障がい児者支援の充実	64
重点施策(9)	ひきこもりへの支援	67
重点施策(10)	高次機能障がい者の医療・福祉の充実	68
重点施策(11)	難病患者支援の充実	69
重点施策(12)	適切な福祉・医療サービスの提供	70
重点施策(13)	精神科医療体制の充実	73

基本目標4	安心・安全に暮らせるまちづくり	74
重点施策(1)	障がいに配慮したまちづくりの推進	74
重点施策(2)	防災対策の推進	76
重点施策(3)	感染症対策の推進	78
重点施策(4)	防犯対策の推進	79
重点施策(5)	交通安全対策の推進・消費者被害の様子	80

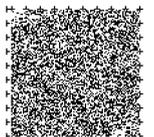
第5章	計画の推進	81
-----	-------	----

資料編		85
-----	--	----



第1章

計画の趣旨



1 計画の位置付け

福井県障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障がい者のための施策に関する基本的な計画」として作成する計画です。

本計画は、2018（平成30）年度に施行された、本県の障がい者施策の基本理念や方向性を定めた「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」の実施計画として位置づけるもので、名称を「ふくい共生社会実現プラン」とします。

2 計画期間

計画の期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間としています。

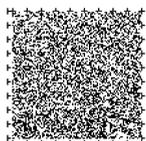
3 これまでの施策の評価

本県では、平成30年に「障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに支え合い、生きがいのある暮らしができる共生社会の実現」を基本理念とする「第6次福井県障害者福祉計画」（計画期間：平成30年度～34年度）を策定し、「共に生きる社会の実現」「自立した生活・自己実現の支援」「ライフステージに応じた生活支援」「心の健康の推進」「安心・安全な生活環境の整備」の5つの基本目標に基づき、障がい者差別の解消や、手話通訳等の養成、賃金の向上、バリアフリー整備の推進などに取り組んできました。

「共に生きる社会の実現」では、共生社会条例に関する出前講座を延400回実施することを目標とし、平成30年度から元年度にかけ、小中学校や公民館等で理念の普及を行いました。また、新型コロナウイルス感染症等で令和2年度以降、対面での開催が困難になったこともあり、令和3年度末現在で約300回の実施となっています。

「自立した生活・自己実現の支援」では、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標とし、目標どおり健康福祉センターごとに6カ所で設置しました。また、手話通訳・要約筆記者等養成数は2,000人の養成を目標として、令和3年度末時点で1,787人の養成を行っています。

「ライフステージに応じた生活支援」では、児童発達支援センター設置市町数を全市町とする目標をかかげていましたが、令和3年度末時点で12市町となっています。また、就労継続支援A型・B型事業所における賃金・工賃について全国順位をA型は10位以内、B型は1位とすることを目標として、商談会やアドバイザーの派遣等様々な取り組みを行い、令和3年度の平均賃金・工賃の全国順位はA型が10位、B型が1位であり目標を達成しています。



4 計画策定の背景

国においては、平成26年1月に、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准しました。

この条約では、障がいは主に社会によって作られた障がい者の社会への統合の問題であるという、「障がいの社会モデル」の考え方が反映されています。

この条約の批准に先立ち、国では国内法の整備が進められてきました。

平成23年8月には障害者基本法が改正され、障がい者を社会参加の主体とした共生社会の実現が新たに目的に加えられるとともに、障がい者の定義に社会モデルの考え方が盛り込まれました。また、同年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定されました。

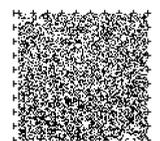
平成24年6月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が新たに設けられた他、障がい者の範囲に難病等を追加、障害程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などが規定されました。

また、地域生活への移行や、一般就労に移行する障がいのある人の数が増加していることを踏まえた、自立生活援助や就労定着支援といった新たな障がい福祉サービスの創設、高齢の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用の支援、医療的ケアを必要とする障がい児等、障がい児支援のニーズへの多様化へのきめ細かな対応等を内容とする改正障害者総合支援法が平成28年5月に成立し、平成30年度から施行されました。

令和3年6月には、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化などを規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年制定）」が改正・公布され、3年以内に施行されることとなりました。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念が定められるとともに、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。

令和4年5月には障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の公布・施行がされました。



令和3年にはコロナ禍の中、「2020 オリンピック・パラリンピック東京大会」が開催されました。この大会の開催を契機に、国では共生社会の実現に向けた「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を策定し、障がいの有無や性別、年齢にかかわらず、すべての人が互いの人権や尊厳を尊重し支えあい、生き生きとして人生を享受できる共生社会の実現をめざして、「障がいの社会モデル」（障害者権利条約）の理念を反映した世界に誇れる「ユニバーサルデザインの街づくり」と、国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の展開への取り組みが進められています。

本県では、2018（平成30）年4月にすべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現を目指して、本県の障がい者福祉の基本となる「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」を制定しました。

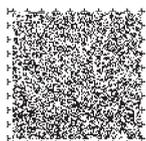
今後も、この条例を礎に、障がいのある人の社会参加と差別の解消を進めていきます。

5 計画策定の経過

この計画は、令和4年8月から9月にかけて県内4か所で開催したタウンミーティングにおいて障がいのある人や関係者等から直接伺った意見を参考に、障がいのある人や障がい福祉関係者、雇用、教育関係者、学識経験者等を委員とする「第7次福井県障がい者福祉計画策定委員会」にて議論（委員会は4回開催）するとともに、「福井県障がい者施策推進協議会」の意見、さらには県内の関係団体、事業者、障がいのある人やその家族、一般県民等のパブリックコメントをもとに策定しました。

6 計画の対象

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例第2条第1項において定義されている「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」をこの計画の対象として、その支援等について盛り込むこととします。



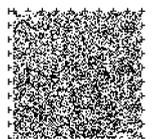
7 SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現

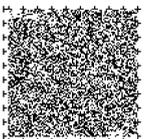
国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。わが国においても SDGs の実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。この SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。障がい者施策の推進に当たっては、SDGs 推進の取組とも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められます。SDGs の 17 の目標における取組を意識し、障がい者福祉計画の各施策を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



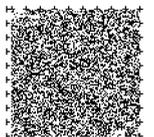
【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要出典：外務省





第2章

障がいのある人を取り巻く現状



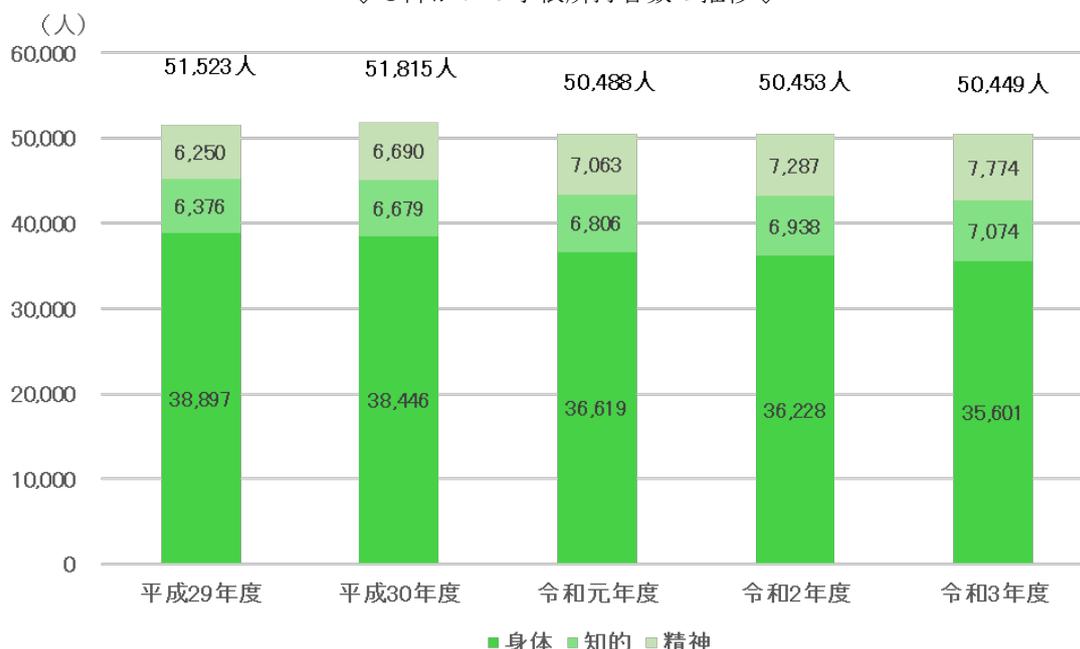
1 障がいのある人の状況

障がいのある人の手帳の所持状況

本県の障がいのある人の手帳所持者数は、令和3年度末現在、身体、知的、精神の3障がい合計で50,449人であり、平成29年度末と比べ1,074人(2.0%)減少しています。

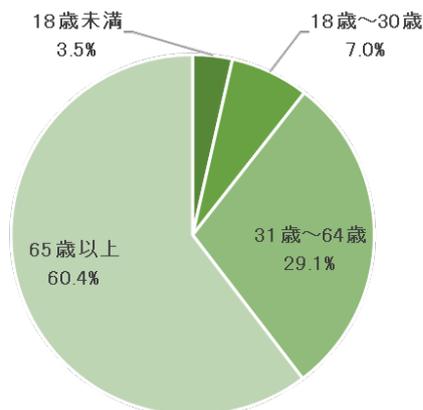
障がい種類別では、身体障害者手帳所持者が35,601人、療育手帳所持者が7,074人、精神障害者保健福祉手帳所持者が7,774人であり、平成29年度末と比べ、それぞれ3,296人(▲8.4%)の減少、698人(+10.9%)、1,524人(+24.3%)の増加となっています。

◇3障がいの手帳所持者数の推移◇



○年齢別の状況

手帳所持者の年齢別の内訳は、令和3年度末現在、18歳未満1,780人(3.5%)、18歳以上30歳以下3,538人(7.0%)、31歳以上64歳以下14,681人(29.1%)、65歳以上30,450人(60.4%)となっています。



出典：障がい福祉課資料



○身体障がいのある人

県内の身体障害者手帳所持者は、令和3年度末現在 35,601 人で、平成29年度末と比べると 3,296 人（8.4%）減少しています。

年齢別に見ると、65歳以上が 27,968 人（78.5%）を占め、障がい種類別にみると、肢体不自由が 18,681 人（52.4%）と最も多く、次いで内部障がい（31.0%）となっています。

◇身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移◇

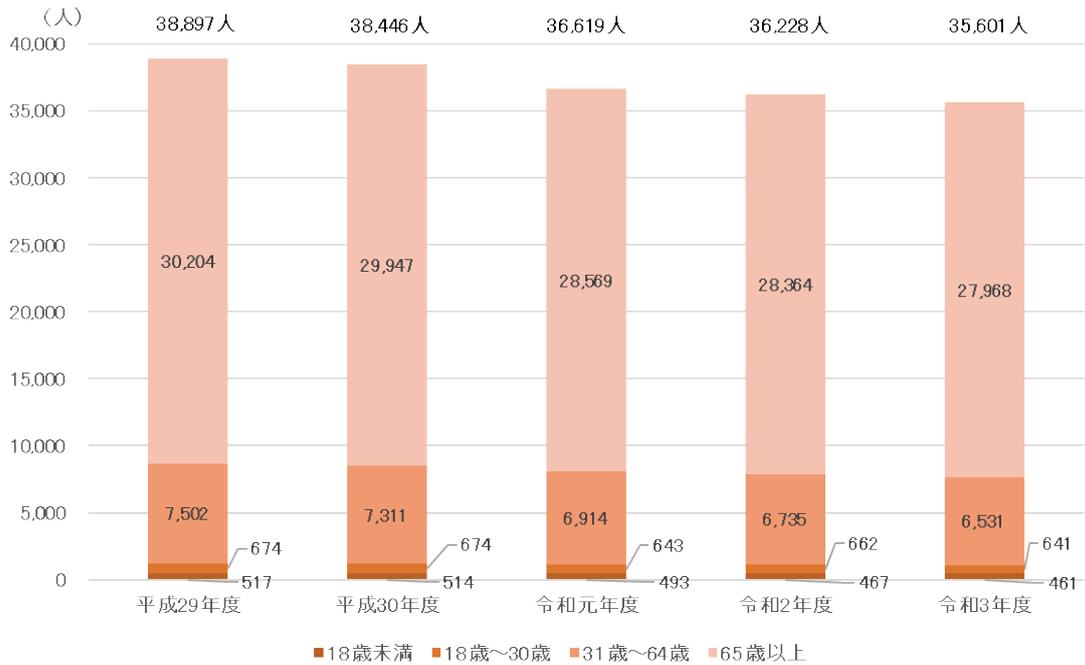


表1 等級別推移

(単位：人)

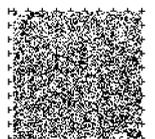
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	11,181	11,114	10,622	10,648	10,418
2級	5,359	5,293	5,032	4,976	4,868
3級	8,158	8,052	7,721	7,566	7,431
4級	9,605	9,471	9,080	8,927	8,875
5級	2,126	2,070	1,906	1,876	1,814
6級	2,468	2,446	2,258	2,235	2,195

表2 障がい種類別推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
内部障がい	11,088	11,205	10,951	11,087	11,041
肢体不自由	21,416	20,897	19,708	19,219	18,681
聴覚・言語障がい	3,837	3,804	3,560	3,551	3,540
視覚障がい	2,556	2,540	2,400	2,371	2,339

出典：障がい福祉課資料



○知的障がいのある人

県内の療育手帳所持者は、令和3年度末現在7,074人で、平成29年度末に比べて698人（10.9%）増加しています。

手帳所持者に占める重度の人（A1所持者）は、令和3年度末2,328人（32.9%）で、平成29年度末2,302人（36.1%）と比べ人数は増加していますが、割合は手帳所持者数が増加したため低下しています。

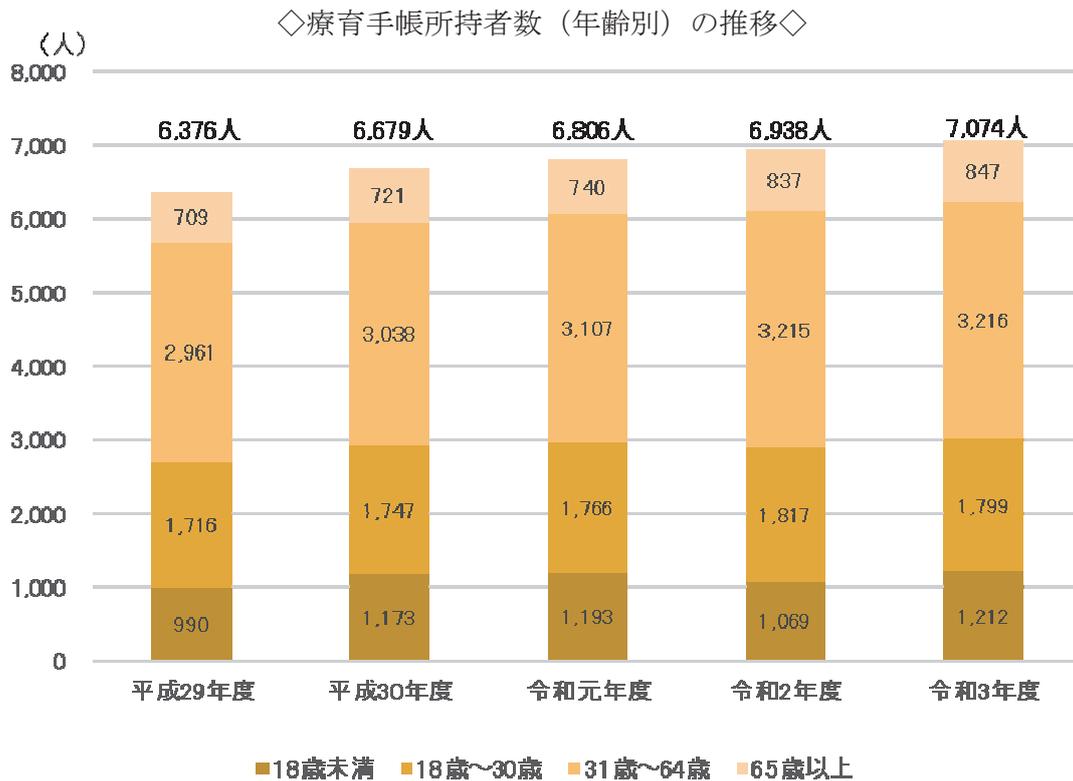
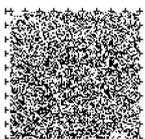


表1 等級別推移

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
A1	2,302	2,325	2,336	2,361	2,328
A2	146	157	157	160	161
B1	1,917	1,995	2,028	2,040	2,073
B2	2,011	2,202	2,285	2,377	2,512

出典：障がい福祉課資料



○精神障がいのある人

県内の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和3年度末現在7,774人で、平成29年度末に比べて1,524人（24.3%）増加しています。

手帳所持者に占める重度の人（1級所持者）は、令和3年度末343人（4.4%）で、平成29年度末353人（5.6%）と比べ減少しています。

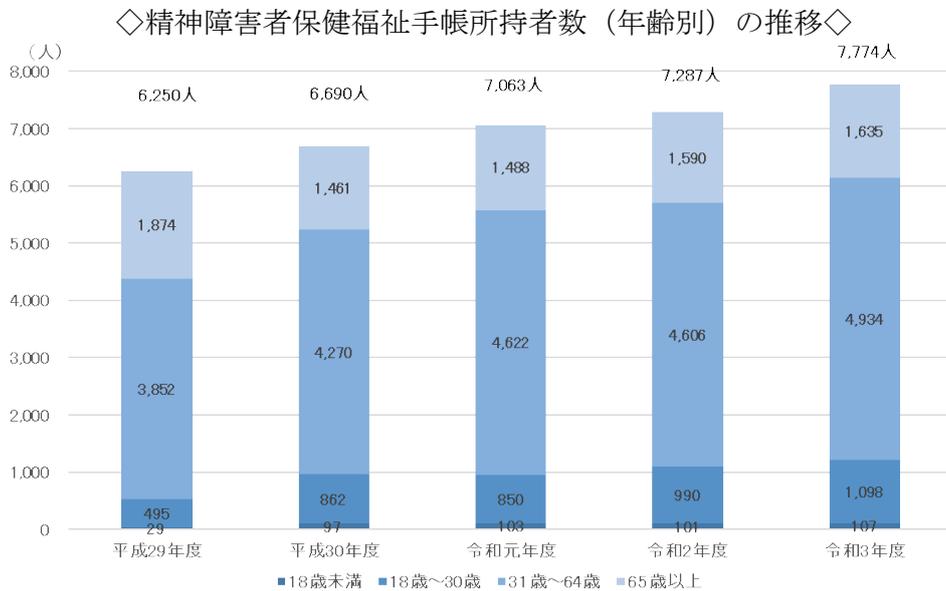


表1 等級別推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	353	371	359	355	343
2級	4,391	4,671	4,905	5,093	5,477
3級	1,506	1,648	1,799	1,839	1,954

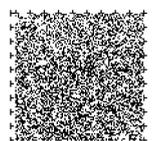
令和4年3月末現在の精神科病院入院患者数は1,771人で、平成30年3月末と比べ、71人（3.8%）減少しています。一方、通院患者数は32,901人で、平成30年3月末と比べ、1,477人（4.7%）増加しています。

表2 精神疾患入院・通院患者の推移

(単位：人)

	入院患者			通院患者		
	合計			(3月1か月間の実人数)		
	計	男	女	計	男	女
平成30年3月末	1,842	858	984	31,424	13,856	17,568
令和元年 "	1,909	910	999	33,247	14,630	18,617
令和2年 "	1,884	907	977	32,622	14,742	17,880
令和3年 "	1,816	845	971	33,706	14,974	18,732
令和4年 "	1,771	782	989	32,901	14,665	18,236

出典：障がい福祉課資料



○発達障がい

発達障害者支援法において、「発達障がい」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいのある人については、医療機関等で診断を受けていない方も多く、正確な数は把握できませんが、福井県での令和3年度の相談件数は5,707件となっております。

表1 発達障がい（児）者支援センター相談件数の推移 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談支援・発達支援人数（人）	609	575	552	543	559
相談支援・発達支援件数（件）	3,497	4,037	3,773	4,204	3,406
相談支援・就労支援人数（人）	251	307	346	247	230
相談支援・就労支援件数（件）	2,515	3,004	3,488	3,124	2,301

出典：障がい福祉課資料

また、保育所における調査によると、発達障がいなどの気になる子は、令和3年度現在2,780人で、平成29年度の2,583人から197人（7.6%）増加しています。特別な支援を必要とする子の全体の割合も増加傾向にあります。

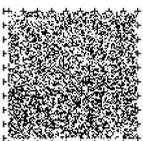
※発達障がいの可能性がある児童の割合は8.8%（令和4年文部科学省調査より）

※発達障がいと診断された方は48万人で本県の人口比率は0.6%のため、推計では約3千人が発達障がいの可能性があるが正確な人数は不明（平成28年生活のしづらさ調査より推計）

表2 保育所における特別な支援を必要とする子の数 (単位：人)

年 度	全入所児童	重度障がい	ふれあい保育 (中軽度障がい)	気になる子	合 計	割合(%)
平成29年度	27,098	124	697	2,583	3,404	12.6
平成30年度	26,805	109	711	2,983	3,803	14.2
令和元年度	26,857	141	796	2,786	3,723	13.9
令和2年度	26,114	144	687	2,950	3,781	14.5
令和3年度	25,751	113	606	2,780	3,499	13.6

出典：児童家庭課資料



○医療的ケア児者

県内の在宅の医療的ケア児者の数は、令和3年度末現在197人で、18歳以下の方は118人、19歳以上の方は79人となっています。18歳以下の医療的ケア児の数は、平成30年度末と比べて5人（4.4%）増加しています。

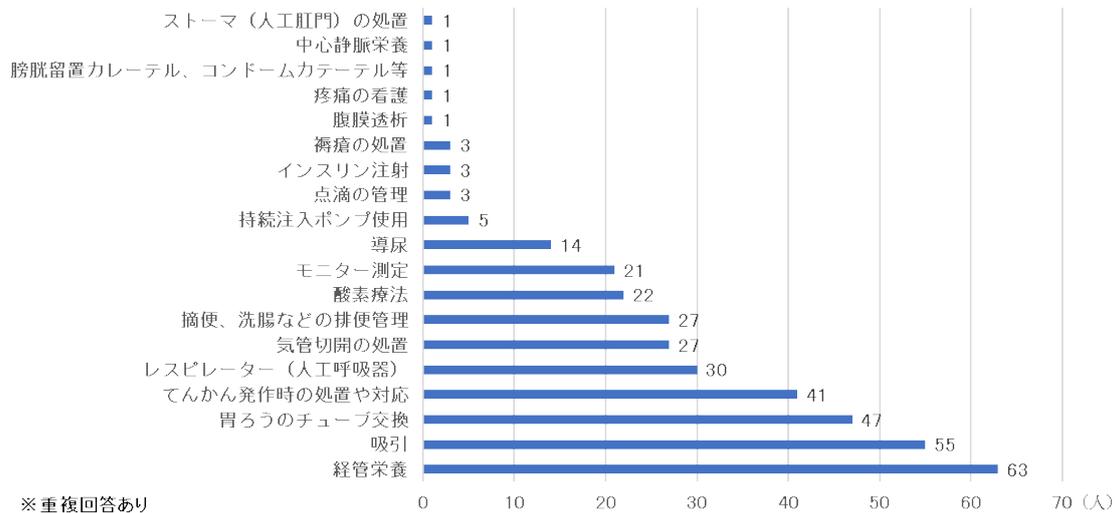
表1 在宅で医療的ケアを受けている児者の数（単位：人）

年 度	18歳以下	19歳以上40歳未満
平成30年度	113	-
令和3年度	118	79

出典：障がい福祉課資料

また、本県の令和3年度における実態調査によると、現在受けている医療的ケアとして経管栄養が63人と最も多く、次いで(喀痰)吸引が55人となっております。

◇受けている医療的ケアの内訳◇



出典：障がい福祉課資料

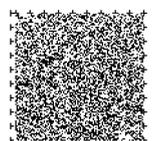
○強度行動障がい

県内の障がい福祉施設を利用している強度行動障がい児者の数は、令和3年9月時点で666人であり、そのうち入所者数は408人となっています。

表2 障がい福祉施設を利用している強度行動障がい児者数（単位：人）

年度	障がい児		障がい者		合計	
	人数	うち入所者数	人数	うち入所者数	人数	うち入所者数
令和2年度	64	5	566	408	630	413
令和3年度	67	7	599	401	666	408

出典：障がい福祉課資料



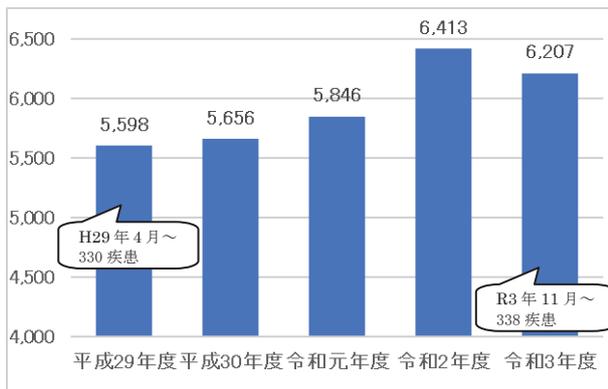
○難病患者等

平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下、難病法という。)が施行され、110の疾患が医療費助成の対象となりました。その後、順次、対象疾患が増え、令和4年3月末で医療費助成の対象は338疾患、受給者数は6,207名となっています。代表的な疾患としては、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、全身性エリテマトーデス、後縦靭帯骨化症などがあります。

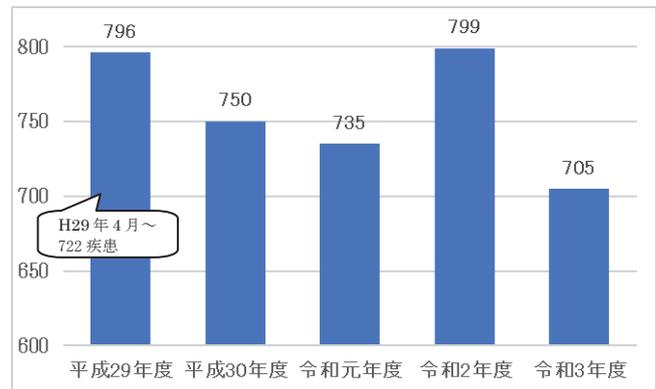
また、平成27年1月に児童福祉法が一部改正され、14疾患群の704の疾患が小児慢性特定疾病医療費助成の対象となりました。その後、順次、対象疾患が増え、令和4年3月末で16疾患群の788疾患、受給者数は705人となっています。疾患群別の受給者では内分泌疾患が多く、次いで神経・筋疾患、慢性心疾患、悪性新生物となっています。

これらに含まれない疾病に対する医療費助成として、従来から実施している特定疾患治療研究事業があり、対象は4疾患で、令和4年3月末の受給者数は5人です。また、先天性血液凝固因子障害治療研究事業の対象は12疾患で、令和4年3月末の受給者は24人となっています。

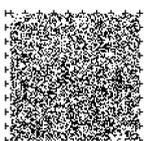
◇特定医療費(指定難病)受給者数◇



◇小児慢性特定疾病医療費受給者数◇



出典：保健予防課資料



2 地域生活の状況

○障がい福祉サービスの利用状況

令和3年4月現在の障がい福祉サービスの利用者数は14,799人で、平成29年度に比べて2,717人(22.5%)増加しています。

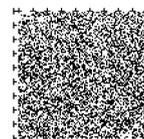
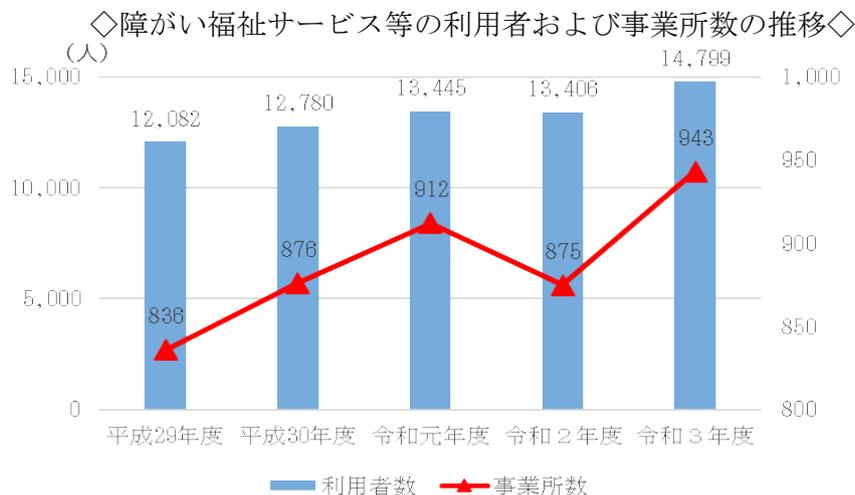
特に、障がい者の経済的自立のため、就労意欲が高まっていることもあり、就労継続支援B型の利用者が増加しています。

また、障がい児通所支援等のサービスも増加傾向であり、特に放課後等デイサービスの利用者が増加しています。

◇障害福祉サービスの利用状況（令和3年4月時点）◇

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	利用者数	事業所数	利用者数	事業所数	利用者数	事業所数	利用者数	事業所数	利用者数	事業所数	
訪問系	居宅介護	835	96	873	94	927	92	864	91	957	95
	重度訪問介護	17	17	19	21	16	18	15	14	19	16
	同行援護	125	15	124	15	138	18	92	16	117	19
	行動援護	10	7	10	7	11	8	6	5	23	5
日中活動系	療養介護	128	2	133	2	137	2	149	2	153	2
	生活介護	2,222	122	2,245	128	2,304	135	2,269	133	2,317	139
	短期入所	312	49	323	49	371	52	189	35	240	46
	自立訓練	160	14	148	16	125	14	126	13	132	13
	宿泊型自立訓練	41	2	38	2	37	2	28	2	27	1
	就労移行支援	205	32	213	32	186	28	160	23	160	26
	就労定着支援	-	-	0	0	15	4	17	3	32	3
	就労継続支援A型	1,323	65	1,307	67	1,258	66	1,176	62	1,168	62
	就労継続支援B型	1,705	70	1,809	74	1,994	87	2,200	99	2,416	109
居住系	施設入所支援	1,325	26	1,306	27	1,287	27	1,277	26	1,260	26
	自立生活援助	-	-	0	0	0	0	0	0	4	1
	共同生活援助	804	114	817	111	818	109	821	95	889	99
相談支援	地域相談支援	10	6	32	5	22	9	16	5	10	4
	計画相談支援	1,294	68	1,520	70	1,681	73	1,833	78	2,050	78
障がい児支援	児童発達支援	277	18	308	21	308	23	276	23	367	34
	放課後等デイサービス	836	60	999	70	1,156	77	1,138	79	1,508	94
	居宅訪問型児童発達支援	-	-	0	0	4	1	3	1	3	1
	保育所等訪問支援	44	7	57	9	82	9	70	7	115	10
	福祉型障害児入所施設	20	4	14	3	17	3	20	4	20	3
	医療型障害児入所施設	22	6	29	6	29	6	27	6	23	6
障害児相談支援	367	36	456	47	522	49	634	53	789	51	
合計	12,082	836	12,780	876	13,445	912	13,406	875	14,799	943	

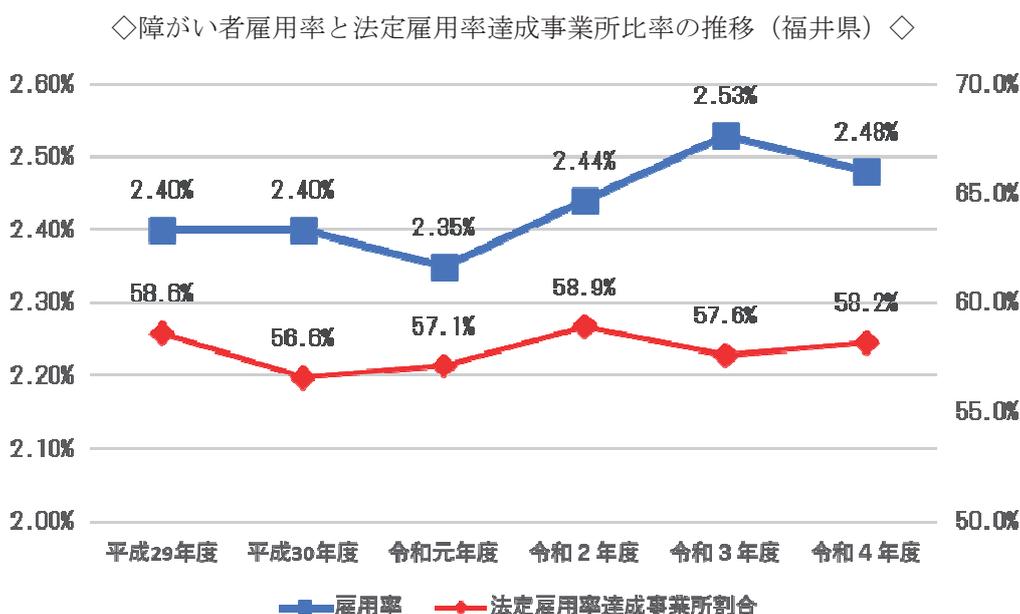
出典：障がい福祉課資料



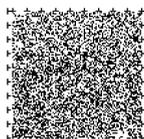
3 障がいのある人の就労の状況

○雇用の状況

本県の民間企業（法定常用労働者数が43.5人以上規模）で雇用されている障がいのある人の数（令和4年6月1日現在）は、2,959人（身体障がいのある人1,609.5人、知的障がいのある人725人、精神障がいのある人624.5人）で、常用労働者数に対する割合（雇用率）は、2.48%と、全国平均の雇用率2.25%を上回っています。また、法定雇用率（2.3%）を達成している企業の割合は58.2%となっています。



出典：福井労働局「障害者雇用状況の集計結果」



民間企業や官公庁等において一般就労している障がい者は、精神障がいのある人が2,200人と最も多く、一般就労の36.5%を占めています。

就労継続支援A型事業所では精神障がいのある人が567人と最も多く、47.7%を占めています。就労継続支援B型事業所では知的障がいのある人が1,215人と最も多く、51.2%を占めています。

◇障がい者就労の分布（令和4年3月時点）◇

	身体 2,544人	知的 3,379人	精神 3,663人
一般就労 6,029人	2,147人 一般就労の35.6%	1,682人 一般就労の27.9%	2,200人 一般就労の36.5%
A型(定員) 1,188人	136人 Aの11.4%	482人 A型の40.6%	567人 A型の47.7%
B型(定員) 2,372人	261人 Bの11.0%	1,215人 B型の51.2%	896人 B型の37.8%

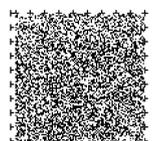
出典：障がい福祉課資料

表1 障がい者就労の推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般就労	5,295	5,357	5,626	5,714	6,029
A型	1,385	1,378	1,288	1,240	1,185
B型	1,583	1,896	2,140	2,335	2,372

出典：障がい福祉課資料

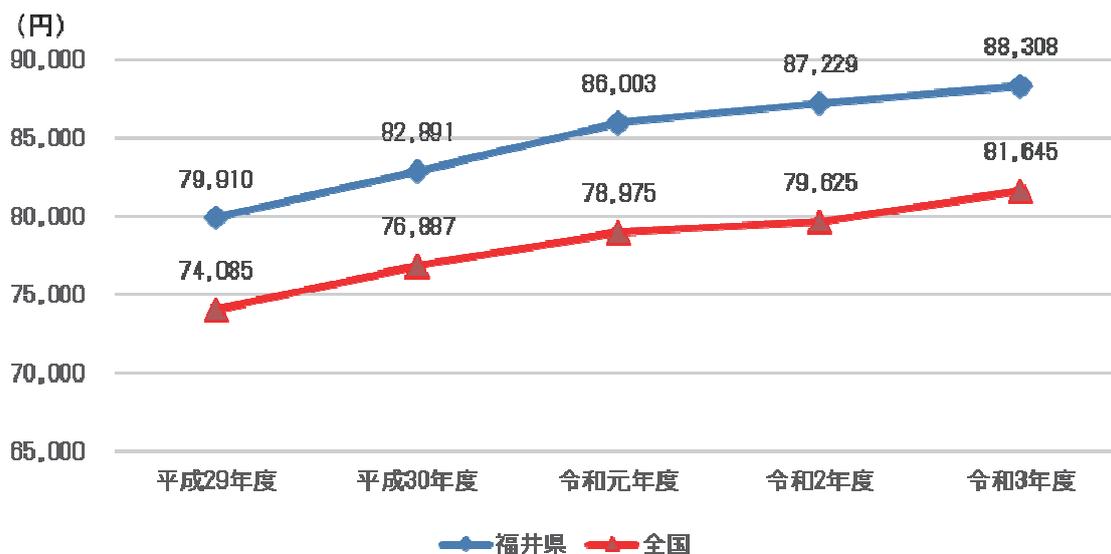


○賃金の状況

本県の就労継続支援A型事業所の賃金は毎年上昇しており、その金額は全国平均を上回っています。(全国10位)

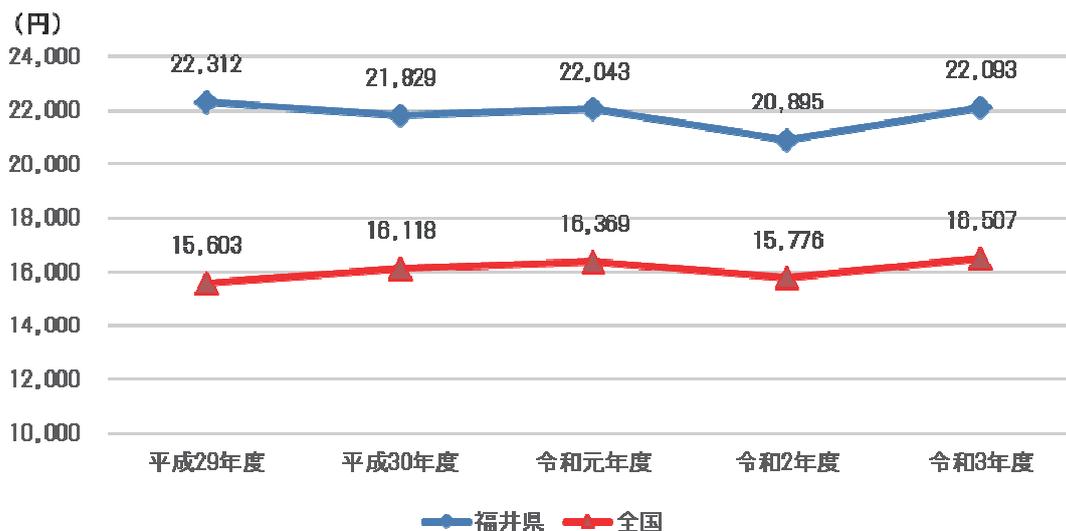
就労継続支援B型事業所の本県の工賃はほぼ横ばいですが、全国平均を上回っており、全国1位となっています。

◇就労支援A型事業所賃金の推移◇

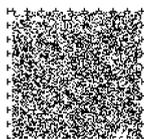


出典：厚生労働省 工賃（賃金）月額の実績調査集計

◇就労支援B型事業所工賃の推移◇



出典：厚生労働省 工賃（賃金）月額の実績調査集計



4 医療費助成の状況

○自立支援医療費の状況

令和3年度の自立支援医療の公費負担額は、育成医療が1,084万円、更生医療が4億5,310万円、精神通院が10億9,024万円で、精神通院は年々増加しています。

平成29年度末と比べ、精神通院は1億4,980万円（15.9%）の増となっています。

◇自立支援医療費実績推移◇

(千円)

事業名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
育成医療	人数(人)	327	262	392	208	294
	公費負担額	18,906	13,639	12,506	10,340	10,832
更生医療	人数(人)	1,098	1,093	1,830	1,144	1,072
	公費負担額	458,722	489,352	515,844	476,305	453,098
精神通院	人数(人)	11,879	12,307	13,099	10,168	14,769
	公費負担額	940,445	996,961	1,022,160	1,039,151	1,090,236

出典：障がい福祉課資料

○重度障がい者医療無料化対策

令和3年度の重度障がい者医療無料化対策事業の医療費助成総額は、30億3,192万円となっています。平成29年度末と比べ、7,755万円（2.4%）の減となっています。

◇重度障がい者医療費助成の推移◇

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数(人)	28,617	28,558	28,799	28,502	25,220
助成総額(千円)	3,109,463	3,208,605	3,216,645	3,039,387	3,031,916

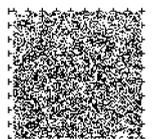
身体・知的障がい

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数(人)	25,129	24,823	24,805	24,186	22,016
助成総額(千円)	2,899,657	2,986,681	2,979,287	2,795,680	2,769,810

精神障がい

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数(人)	3,488	3,735	3,994	4,316	3,204
助成総額(千円)	209,806	221,924	237,358	243,707	262,106

出典：障がい福祉課資料



5 療育体制の状況

○小児療育体制確保事業

障がいのある子どもが身近な地域で療育を受けられるよう、県内各圏域に「地域療育拠点」として小児療育を担う医療機関や児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を指定するとともに、こども療育センターによる巡回実地指導などの支援を実施しています。

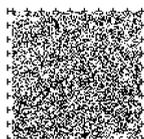
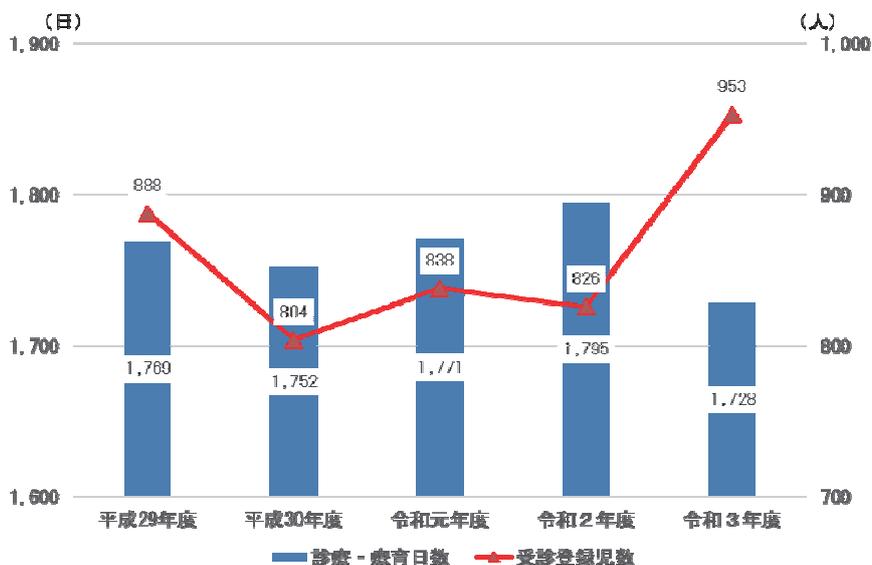
また、特に嶺南地域についてはこども療育センター職員が駐在し、療育の充実に努めています。

障がいのある子どもの診療・療育日数および受診登録児童数は各圏域とも増加傾向となっています。

- ・療育が必要と思われる障がいのある子どもの数
(障害児通所支援支給決定人数) 3,001人 (8月1日時点)
 - ・療育拠点病院数 5病院
 - ・児童発達支援・児童放課後等デイサービス事業所

事業所数	100事業所
利用定員	1,154人
うち、療育拠点事業所	
事業所数	7事業所
利用定員	124人
- (令和4年4月現在)

◇小児療育体制確保事業実績◇



出典：障がい福祉課資料

6 災害時の障がいのある人への支援の状況

○県内福祉避難所の状況

高齢者や障がいのある人など災害時に安全な場所へ避難するために人的な支援が必要な人（以下「避難行動要支援者」という。）について、各市町において、本人の申請により、一人ひとりの避難支援計画を記載した「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。また、令和3年からは個別支援計画の作成が市町村の努力義務とされています。

在宅の障がいのある人が被災した場合、一般の指定避難所だと避難生活に支障をきたすことも考えられるため、市町において福祉避難所を確保しておく必要があります。

県内の福祉避難所は、291施設で8,304人が受け入れ可能となっていますが、そのうち障がい者施設が福祉避難所となっているのは57施設で、792人が受け入れ可能となっています。

◇県内福祉避難所の状況◇

区 分	福井・坂井	奥越	丹南	嶺南	計
・障害者手帳所持者数	24,286人	4,633人	11,938人	9,592人	50,449人
施設入所者数	615人	302人	509人	140人	1,566人
・福祉避難所施設総数	167施設	20施設	44施設	60施設	291施設
うち障がい者施設数	38施設	6施設	5施設	8施設	57施設
・福祉避難所施設での受入可能人数	3,357人	980人	531人	3,436人	8,304人
うち障がい者施設での受入可能数	291人	238人	63人	200人	792人

出典：地域福祉課、障がい福祉課資料

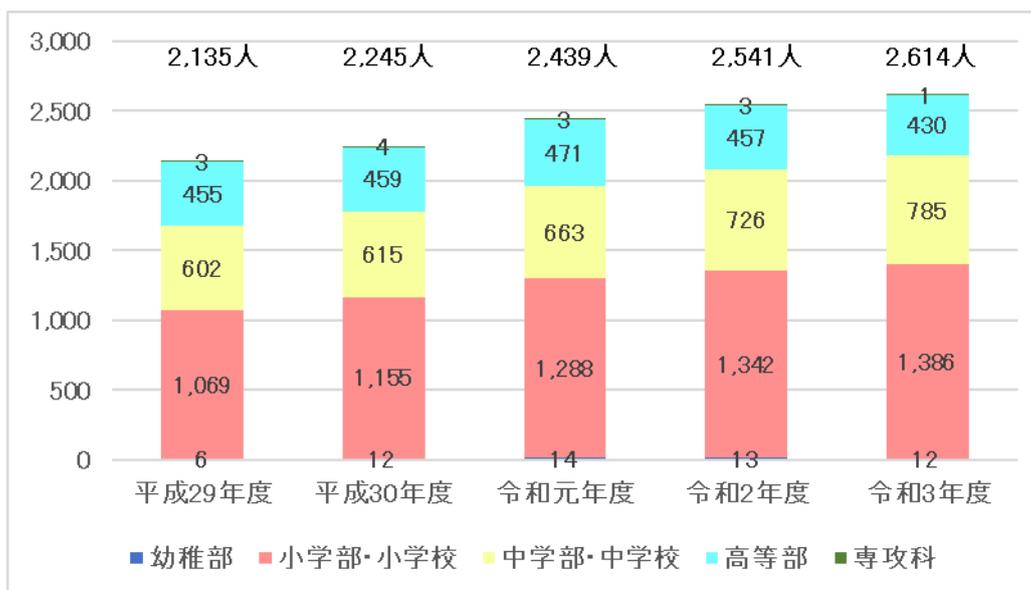


7 教育の状況

障がいのある子どもに対しては、障がいの種類や程度に応じて、通級による指導と、きめ細かな教育が行われています。

本県の特別支援学校および小中学校の特別支援学級で教育を受けている児童生徒は、令和3年度では2,614人であり、平成29年度の2,135人から479人増加しています。

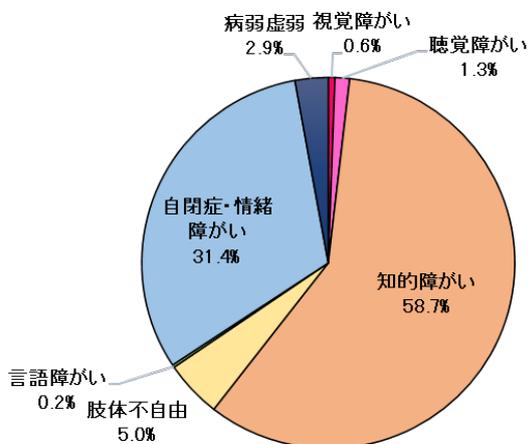
◇特別支援学校および特別支援学級への就学者の推移◇



出典：福井県教育委員会「特別支援教育要覧」

令和3年度の特別支援学校および特別支援学級等への就学者が在籍する児童・生徒の障がい別内訳をみると、知的障がいが1,534人(58.7%)、自閉症・情緒障がいが821人(31.4%)、肢体不自由が130人(5.0%)などとなっています。

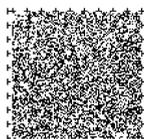
◇特別支援学校および特別支援学級の障がい別内訳（令和3年度）◇



(単位：人)

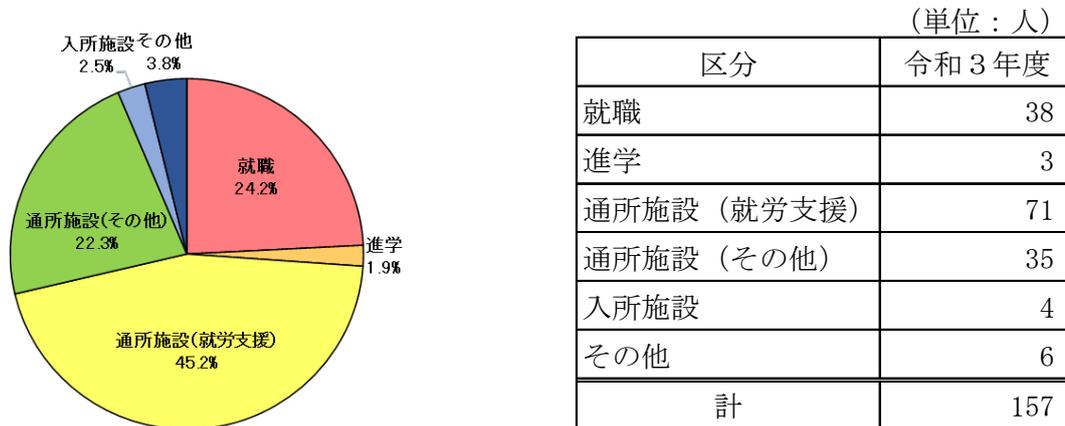
区分	令和3年度
視覚障がい	15
聴覚障がい	33
知的障がい	1,534
肢体不自由	130
言語障がい	6
自閉症・情緒障がい	821
病弱虚弱	75
計	2,614

出典：福井県教育委員会「特別支援教育要覧」



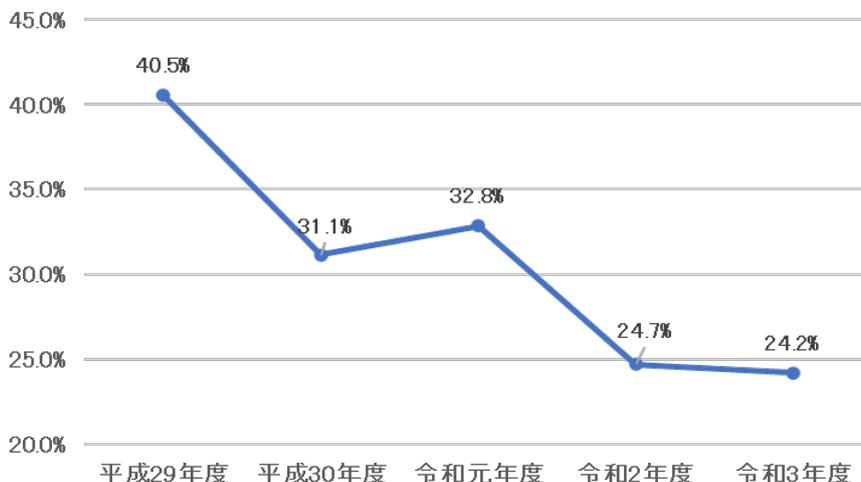
令和3年度の特別支援学校高等部卒業生の進路は、就職が24.2%、進学が1.9%、通所（就労支援・その他）が67.5%となっています。就職する卒業生は近年減少傾向にあります。

◇特別支援学校高等部卒業生の進路（令和3年度）◇



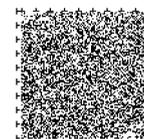
出典：福井県教育委員会「特別支援教育要覧」

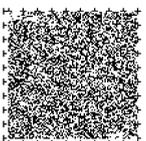
◇県内の特別支援学校高等部卒業生の就職状況◇
（卒業生に占める就職者の割合）



区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
卒業生数	153	151	134	162	157
就職数	62	47	44	40	38
就職率	40.5%	31.1%	32.8%	24.7%	24.2%

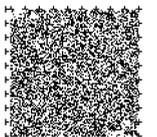
出典：福井県教育委員会「特別支援教育要覧」





第3章

計画の基本的な考え方



1 基本理念

「全ての県民が個性や人格を尊重し支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが輝ける共生社会の実現」

2 基本目標

この計画の基本理念に基づき、「共に生きる社会の実現」「自分らしく活躍し、生き生きと生活する」「障がい特性に応じて適切に支え合うための環境づくり」「安心・安全に暮らせるまちづくり」の4つの基本目標を掲げ、総合的に施策を進めます。

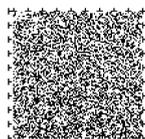
基本目標ごとの主な取り組みについて

基本目標Ⅰ 共に生きる社会の実現

項目	主な取り組み	主な目標
差別解消・虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・企業向けのパンフレットの制作や、障がい当事者による出前講座、SNS・動画による普及啓発 ○障がい者差別に関する企業や市町等の相談に対応する広域相談支援員の設置 ○障がいに関するマークの周知啓発 ○市町や施設への研修や専門家の派遣等による虐待防止の推進や成年後見制度の利用促進 ○タウンミーティングを県内各地で開催し、当事者の声を施策に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座参加人数10,000人 ・虐待防止・権利擁護研修受講者数累計1,200人
意思疎通支援・意思決定支援	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳など意思疎通支援者の養成や派遣を充実 ○読書バリアフリーの充実 ○意思決定支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・養成人数計3,000人 ・視力障がい者用図書所蔵数15,600冊、年間貸出数640点 ・サピエ会員登録者数200人
相互交流・教育	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校・高校等と特別支援学校および施設等との相互交流やインクルーシブ教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 相互交流・インクルーシブ教育の推進

基本目標Ⅱ 自分らしく活躍し、生き生きと生活する

項目	主な取り組み	主な目標
就労	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉事業者と農業法人等のマッチング促進や6次化商品の開発のほか、新たな視点を取り入れた農業に挑戦する事業者を応援し多様な働き方を実現 ○障がい者就労に関するDX化の推進や新商品開発等により工賃向上を支援 ○障がい者就業・生活支援センターの拡充(2→3箇所)による一般就労および定着促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・B型事業所平均工賃25,000円 ・新たな農福連携挑戦事業者5事業者
スポーツ・文化芸術	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者スポーツの体験交流・出前講座による理解促進および指導者の養成やアスリートへの支援 ○障がい者アーティストの育成支援・情報発信やアートの商品化に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ出前講座参加人数2,500人
心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○職場や学校におけるメンタルヘルス対策の推進や自殺対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルスセミナー等参加人数延10,000人

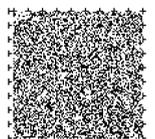


基本目標Ⅲ 障がい特性に応じて適切に支え合うための環境づくり

項目	主な取り組み	主な目標
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉人材センターを設置し、人材マッチングの強化やインターン受入・短時間就労等を促進 ○介護ロボットやICTの導入支援により介護職員の負担軽減を図り、経験年数等に応じた処遇改善により定着促進 	障がい福祉人材センター設置による人材確保促進
障がい特性に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児者支援センターを中心とした医療・教育・福祉連携による在宅支援体制の構築と日中利用事業所やグループホームなど生活の場の確保 ○施設職員の人材育成や受入事業所の拡大、専門チーム派遣による強度行動障がい児者支援の強化 ○発達障がい児者への福井型就労支援プロジェクト推進 ○フリースペース設置や専門チーム派遣による市町と連携した地域でのひきこもり支援体制強化 ○市町の基幹相談支援センターの設置促進等による相談支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児者の日中利用事業所65箇所 ・強度行動障がい者支援者養成研修修了者3,400人 ・発達障がい者サポーター全市町に配置 ・フリースペース参加人数延1,000人
福祉・医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームや地域生活支援拠点の整備等による地域移行推進 ○当事者や医療・福祉・教育関係者等による協議の場や人材育成の充実を行い、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点を全市町に整備 ・全域に設置した協議の場をさらに充実(活性化)

基本目標Ⅳ 安心・安全に暮らせるまちづくり

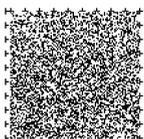
項目	主な取り組み	主な目標
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○駅周辺や観光地の商業施設・公共施設等のバリアフリー化を推進 ○バリアフリー相談員を設置し企業に研修を行うとともに、バリアフリー化された施設にバリアフリー表示証を交付しHP等で公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの県民が利用する県有施設の障がい者用トイレ設置率100% ・バリアフリー表示証交付施設1,500箇所
防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○個別避難計画の策定促進および福祉避難所の充実や、障がいのある方の防災訓練への参加促進、情報保障の推進等による避難支援体制の充実 	市町への支援による個別避難計画の策定や福祉避難所の設置促進
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ○施設等における感染症対策の推進や、障がい特性や症状に応じた適切な医療の提供、障がいのある人に対する情報保障の推進 	県と医療・保健分野および施設等の連携による初動時の感染対策支援



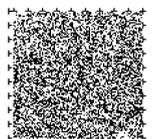
3 計画の体系

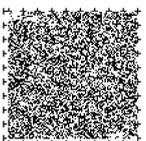
基本理念	全ての県民が個性や人格を尊重し支え合いながら 安心して暮らし、一人ひとりが輝ける共生社会の実現
------	--

基本目標	重点施策
<p>1 共に生きる社会の実現</p> 	<p>(1) 県民理解の促進</p> <p>(2) 障がいのある人の権利擁護・虐待防止</p> <p>(3) 意思疎通支援の充実</p> <p>(4) 意思決定支援の推進</p> <p>(5) 障がいのある人等の声の反映・当事者参画</p> <p>(6) 福祉教育・交流の推進</p> <p>(7) 個別のニーズに応じた教育の充実</p>
<p>2 自分らしく活躍し、生き生きと生活する</p> 	<p>(1) 障がいのある方の幸せ就労の推進</p> <p>(2) 一般就労に向けた支援</p> <p>(3) スポーツの振興</p> <p>(4) 文化芸術活動の充実</p> <p>(5) 日中活動・交流活動の充実</p> <p>(6) 心の健康づくりの推進</p>



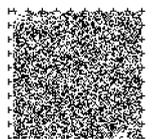
基本目標	重点施策	
<p>3 障がい特性に応じて適切に支え合うための環境づくり</p> 	(1)	障がい福祉・医療を支える人材確保
	(2)	障がい児の地域療育体制の充実
	(3)	障がい児者の家族への支援
	(4)	相談支援体制・ピアサポートの充実
	(5)	高齢化対策の充実
	(6)	医療的ケア児者・重症心身障がい児者への支援
	(7)	強度行動障がい児者への支援
	(8)	発達障がい児者支援の充実
	(9)	ひきこもりへの支援
	(10)	高次機能障がい者の医療・福祉の充実
	(11)	難病患者支援の充実
	(12)	適切な福祉・医療サービスの確保
	(13)	精神科医療体制の充実
<p>4 安心・安全に暮らせるまちづくり</p> 	(1)	障がいに関心したまちづくりの推進
	(2)	防災対策の推進
	(3)	感染症対策の推進
	(4)	防犯対策の推進
	(5)	交通安全対策の推進・消費者被害の防止





第4章

重点施策



基本目標 1 共に生きる社会の実現



重点施策（1）県民理解の促進

現状と課題

令和3年に改正障害者差別解消法が公布（施行は3年以内）され、民間事業者の障がい者に対する合理的配慮が義務化されましたが、県内でも差別相談は多く寄せられており、共生社会条例の認知度も十分高まっていない状況にあります。

全ての県民が障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、共生する社会を実現するために、企業・団体も含めた県民に「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」や障害者差別解消法の理念を周知し、障がいや障がいのある人および障がい者差別の解消に対する理解を促進することが重要です。

障がい者差別相談件数：H30～R3計 213件

共生社会条例の認知度：R2県調査（関係者等）36% R4県調査（一般県民対象）20%

数値目標

指 標 名	期 間	目 標
共生社会に関する 出前講座の実施	2023～2027	参加人数 延 10,000 人

施 策（1）共生社会の県民への普及啓発

○共生社会推進のための県民への普及啓発（障がい福祉課）

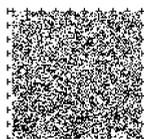
共生社会についての理念（障がい者差別の解消や合理的配慮等）を周知するため、各地域で特に子どもや民間企業等に対する共生社会に関する出前講座（障がい当事者を講師とするものを含む）やイベント等を開催していきます。

啓発にあたっては、子どもや企業等にもわかりやすいパンフレットの制作や、共生社会シンボルマーク、共生社会に関する標語等の活用のほか、DXによる社会変革の動きをとらえ、ICTやSNS、映像等を活用した情報発信などについても適切に対応し、条例の理念等の普及啓発を行い、障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供を県民・企業等に促します。

施 策（2）障がいのある人に関する標章（マーク）の普及啓発

○障がいのある人に関する標章（マーク）の県民への普及啓発（障がい福祉課）

ハートフル専用パーキング利用証やバリアフリー表示証など本県が定めた標章の普及を図るとともに、障がいのある人のための国際シンボルマークや



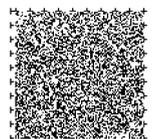
ヘルプマークなど障がいのある人に関する標章の県民の理解を促進します。

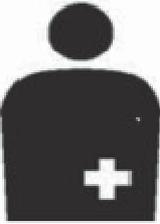
福井県が定めるマーク

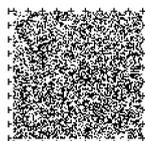
マーク	概要等	連絡先
	<p>【ハートフル専用パーキング利用証】</p> <p>障がいのある人等（障がいのある人、高齢者、妊産婦等）で、歩行が困難な方等に県が利用証を交付し、利用証の有無により、身体障がい者等用駐車場の利用対象者を明確にすることで、適正な利用を確保することをねらいとした制度です。この制度の対象者に交付する利用証に記しているマークです。</p>	<p>健康福祉部 障がい福祉課 共生社会グループ</p> <p>TEL: 0776-20-0338 FAX: 0776-20-0639</p>
	<p>【福祉のまちづくり条例整備基準適合証】</p> <p>この適合証（適合マーク）は、障がいのある人や高齢者を含むすべての人が、自由に行動し、社会に参加し、交流することができる生活環境の整備を促進するため福井県福祉のまちづくり条例のもと、平成8年に作成されたものです。条例適合施設を対象として交付し、本適合証を施設に掲示することにより、適合施設のRPと本条例の周知を図っています。</p>	<p>健康福祉部 障がい福祉課 共生社会グループ</p> <p>TEL: 0776-20-0338 FAX: 0776-20-0639</p>
	<p>【バリアフリー表示証】</p> <p>この表示証は、障がいのある人や高齢者を含むすべての人が施設を利用しやすくするため、障がい者対応トイレや点字ブロックなど、施設のバリアフリー状況を絵記号で表しています。対象施設は、スーパーマーケット、旅館、飲食店など、不特定多数の方が利用する施設で、誰もが安心して施設を利用できるよう、施設の入口などに掲示しています。</p>	<p>健康福祉部 障がい福祉課 共生社会グループ</p> <p>TEL: 0776-20-0338 FAX: 0776-20-0639</p>
	<p>【共生社会シンボルマーク】</p> <p>身近な日常生活の中で「共生社会」について考えるきっかけとなるよう共生社会推進のためのシンボルマークを、福井県マスコットキャラクター「はぴりゅう」を活用し、作成しました。各キャラクターはそれぞれ障がいのある方、ない方、高齢者、子ども、母親を示し、様々な人が思いやりにより支えあう共生社会をイメージしています。</p> <p>事業リーフレットや協力機関の自販機、県の補助により整備したバリアフリー施設等にシンボルマークを掲示して、共生社会に関する啓発を行っています。</p>	<p>健康福祉部 障がい福祉課 共生社会グループ</p> <p>TEL: 0776-20-0338 FAX: 0776-20-0639</p>

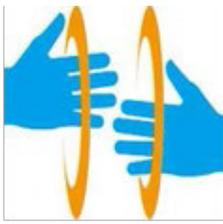
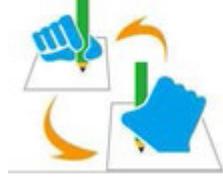
他の機関が定めるマーク

マーク	概要等	連絡先
	<p>【ヘルプマーク】</p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当</p> <p>TEL: 03-5320-4147 FAX: 03-5388-1413</p>

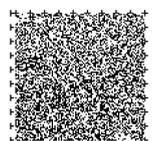


	<p>【障がいのある人のための国際シンボルマーク】 障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障がいのある人を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がいのある人を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人日本障がい者リハビリテーション協会 TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523</p>
	<p>【身体障がい者標識】 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部、警察署 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)</p>
	<p>【聴覚障がい者標識】 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)</p>
	<p>【盲人のための国際シンボルマーク】 世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障がいのある人の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL : 03-5291-7885 FAX : 03-5291-7886</p>
	<p>【耳マーク】 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がいのある人は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046</p>
	<p>【オストメイトマーク】 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL : 03-5670-7681 FAX : 03-5670-7682</p>



	<p>【ほじょ犬マーク】 身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>厚生労働省社会・援 護局障害保健福祉 部企画課自立支援 振興室</p> <p>TEL：03-5253-1111 (代) FAX：03-3503-1237</p>
	<p>【障害者雇用支援マーク】 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がいのある人の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。障がいのある人の社会参加を理念に、障がいのある人の雇用を促進したいという思いを持っている企業がどこにあるのか、わかりやすくなれば、障がいのある人の就労を取り巻く環境もより整備されます。障がい者雇用支援マークが企業側と障がいのある人の橋渡しになるよう御協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人ソー シャルサービス協 会 ITセンター</p> <p>TEL：052-218-2154 FAX：052-218-2155</p>
	<p>【手話マーク】 「手話で対応できる」ことが一目で分かるよう、作成されたマークです。 5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しています。 【意味】 「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」</p>	<p>一般社団法人全日 本ろうあ連盟</p> <p>TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445</p>
	<p>【筆談マーク】 「筆談で対応できる」ことが一目で分かるよう、作成されたマークです。相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。 【意味】 「筆談で対応します」</p>	<p>一般社団法人全日 本ろうあ連盟</p> <p>TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445</p>
	<p>【ハート・プラスマーク】 「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある人は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法 人ハート・プラスの 会</p> <p>TEL：052-718-1581 FAX：052-718-1581</p>
	<p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉 事務所障害福祉課</p> <p>TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613</p>

※「令和4年版障害者白書」等を参照



施策（３）相談体制の充実

○県、市町等の相談窓口設置（障がい福祉課）

障がいのある人への差別の解消を図ることを目的に、県内各市町および総合福祉相談所、県内6か所の健康福祉センターに「障がい者差別相談窓口」を設置し、各市町に配置されている障がい者相談員と連携を取りながら、差別に関連する様々な相談に対応します。

また、県障がい者差別広域相談支援員を設置し、市町や企業・団体・関係機関・部局等からの広域相談・調整を行います。

さらに、各相談窓口で受け付けた相談事例を集約・分析・公表し、県民の皆さんが障がい者差別とは何か、どのような配慮が必要かを知ることで、差別に気づき、合理的配慮の提供等の行動につながるよう取り組みます。

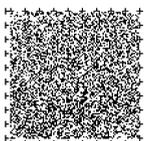
福井県共生社会条例に基づき、障がい者差別に関する相談事例の共有や差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障がい者差別解消支援地域協議会を運営するとともに市町の運営を支援します。

施策（４）行政機関における配慮

○行政機関における合理的配慮の実施（全庁）

県や市町における事務・事業の実施にあたっては、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うとともに、必要な環境の整備を進めるよう努めます。

行政機関の職員等に対し、障がいのある人に関する理解を促進し、合理的配慮の提供を適切に行うために必要な研修等を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。



重点施策（２）障がいのある人の権利擁護・虐待防止

現状と課題

知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でなく、自ら適切に財産管理を行ったり、福祉サービスの利用手続きを行うことが困難な方を保護し支援するため、成年後見制度の体制を整備するとともに、制度の理解を深め、利用促進を図ります。

虐待は、障がいのある人の人格や尊厳をおびやかすものであるため、虐待防止に対する意識啓発を行うとともに、効果的な支援体制を構築し、障がいのある人が安心して生活できる地域づくりを進めていく必要があります。

数値目標

指 標 名	年度	実績	年度	目標
障がい者虐待防止・権利擁護 研修受講者数〔事業所〕(累計)	2022	336人	2027	1,200人

施 策（１）成年後見制度の利用促進

○成年後見センターの設置（障がい福祉課）

成年後見制度の周知、市民後見人の育成等を行うための「成年後見センター」を設置し、知的障がいや精神障がい、発達障がいなどにより判断や管理能力が不十分な方が、親の亡き後も安心して暮らせるよう支援します。

○成年後見制度の利用促進（長寿福祉課・障がい福祉課）

関係機関・団体との定例的な協議の実施や成年後見講座の開催、市町への体制整備アドバイザーの派遣等により、成年後見制度の利用促進を図るとともに、「高齢者等権利擁護専門相談窓口」の設置や専門職派遣により必要な支援を行います。

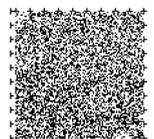
施 策（２）虐待防止の推進

○障がい者権利擁護センターの機能強化（障がい福祉課）

センター内に弁護士相談窓口を設置し、相談会を開催することにより、障がい者権利擁護のための法的対応強化を図ります。

○市町の障がい者虐待防止センターの連携（障がい福祉課）

障がい者権利擁護センターは、市町の障がい者虐待防止センターからの通報を受け、情報提供や助言を行います。また、障がい者自立支援協議会内に設置されている「障がい者虐待防止・権利擁護部会」において、連携体制の強化、未然防止、早期発見のための対策等を協議します。



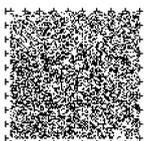
○虐待防止のための人材の育成（長寿福祉課、障がい福祉課）

虐待に関する専門講義等を実施し、虐待の窓口となる市町職員の能力向上を図るとともに、弁護士等の専門家を派遣し、実際の事例に対しても支援します。

障がい福祉サービス利用者の虐待防止のため、事業所や市町の職員を対象にした研修会等を実施し、職員の資質向上を図ります。

事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に向けて取り組みます。

地域での権利擁護・虐待防止に関する取り組みが積極的に行われるよう各地域自立支援協議会に働きかけます。



重点施策（3）意思疎通支援の充実

現状と課題

令和4年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行されました。また、本県においては、2018（平成30）年4月に、意思疎通手段としての手話の普及等を目的とする手話言語条例が施行されています。

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、情報の取得および利用ならびに意思疎通にかかる施策を充実し、情報アクセシビリティを向上させるための取り組みを行っていく必要があります。あわせて、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進を行う必要があります。

数値目標

指 標 名	2021	2027
意思疎通支援者等養成数（累計）	1,787 人	3,000 人
県立図書館の視覚障がい者用図書等所蔵数 （累計冊数）	14,734 冊	15,600 冊
県立図書館における書籍（視覚障がい者サー ビス）等年間貸出数（冊数）	609 冊	640 冊
サピエ会員登録者数（県内）	124 人	200 人

※サピエ…視覚障がい者などに対して、様々な情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク

施 策（1）意思疎通支援人材の養成等

○意思疎通支援にかかる人材の養成・確保・活用（障がい福祉課）

日常生活における意思疎通手段を確保するため、障がい者のニーズに対応する手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳者、失語症意思疎通支援者などの人材養成を行うとともに、手話通訳者等の派遣体制を充実します。

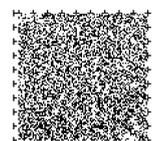
また、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成を行い、補聴器の早期装用を促して言語習得やコミュニケーション能力の向上を図ります。

施 策（2）意思疎通支援の実施

○手話等の普及・コミュニケーションボードの活用（障がい福祉課）

手話の普及を通じて県民の障がいに対する理解を促進するため、県内市町において手話普及講座を開催するとともに、県が制作した手話アニメ動画の普及に努めます。

また、コミュニケーションボード等を活用し、聴覚障がいや知的障がい、自閉症の方等との意思疎通支援を実施します。



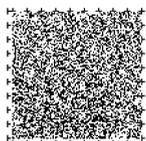
- ICT（情報通信技術）機器を活用した意思疎通支援の充実（障がい福祉課）
多くの県民が参加する大会等において、手話通訳者を派遣するとともに、ICT機器を活用して文字情報による意思疎通支援の充実を図ります。
障がい者に対するICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行うICTサポートセンターの運営に支援を行うことで、障がい種別や障がい特性を考慮しつつ、障がい者のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上を推進します。

施策（3）行政情報のバリアフリー化の推進

- 行政情報のバリアフリー化（全庁）
県において、障がいのある人に関する情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、わかりやすい情報の提供を行います。また、様々な手続きの簡素化・デジタル化やホームページの掲載情報の充実などに努めます。
県の主要な施策、事業等、行政情報へのアクセス機会の均等化を推進するため、視覚障がいのある人に対しては、「ふれあい県政だより」（点字版・音声版）を発行し、聴覚障がいのある人に対しては、テレビ広報番組等に字幕や手話を付与します。
- 法制情報のアクセス向上（情報公開・法制課）
視覚障がいのある人が条例など法制情報を理解しやすいように条例の内容を点字で紹介するとともに、ホームページに掲載した法制情報の音声読み上げに対応し、利便性の向上を図ります。
- 県庁舎へのICT機器の導入（財産活用課）
聴覚障がいのある人に対する支援のため、県庁舎受付に音声情報を文字情報に変換するタブレット端末を導入します。

施策（4）読書バリアフリーの充実

- 読書バリアフリーの充実（障がい福祉課、生涯学習・文化財課）
点字図書館や公立図書館等に視覚障がい者が利用しやすい書籍等を充実させるとともに、サピエ等インターネットサービスの周知や利用促進を行います。
視覚障がい者に対し、様々な読書媒体の紹介や、サピエ等の利用方法に関する相談および習得支援を行い、端末機器の情報入手や貸出支援を促進し、ICTサポートセンターの普及等について、点字図書館と連携しながら進めていきます。



重点施策（４）意思決定支援の推進

現状と課題

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、自らが意思決定を行い、自らの意思が反映された生活を送ることが重要です。

自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しては、日常生活や社会生活において、可能な限り本人が意思決定できるよう必要な支援を行うとともに、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制の整備を進める必要があります。

また、障がいのある人が参政権を行使できるよう、選挙の投票に対する配慮を行う必要があります。

施策（１）意思決定支援の推進

○意思決定支援に携わる職員の知識・技術の向上（障がい福祉課）

自ら意思を決定することが困難な障がいのある人が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者など意思決定に携わる職員および、教育関係者や行政職員、当事者家族に対し、意思決定支援についての研修や情報共有を行い、必要な支援等が行われるよう努めます。

○関係機関等の連携（障がい福祉課）

各機関で協働して障がいのある人の意思決定支援を行うとともに、日常生活や障がい福祉サービスの利用に伴う相談支援が受けられる体制を整備します。

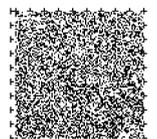
施策（２）選挙に対する配慮・支援

○点字投票制度等の周知（選挙管理委員会）

自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度をはじめ、代理投票制度や点字による投票制度の活用および正しい利用方法について、周知を図ります。

○投票所のバリアフリー化（選挙管理委員会）

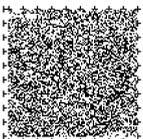
投票所や期日前投票所を設置する市町選挙管理委員会に対し、障がいのある人が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消等のハード面に加え、分かりやすい表現や視覚支援を用いた案内などソフト面でのバリアフリー化を働きかけます。



○選挙公報や政見放送等への配慮（選挙管理委員会）

県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障がい者団体と協力し、点字版や音訳版および「わかりやすい版」を提供します。

また、知事選挙について、手話通訳付きの政見放送を実施します。手話通訳が挿入されていない国政選挙にかかる政見放送については、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を行います。



重点施策（5）障がいのある人等の声の反映、当事者参画

現状と課題

障がいのある人の社会参加を進めるためには、様々な社会基盤を整備するとともに、障がいのある人に関する政策等に自ら参画できる環境を整備することが重要です。

これまで発言することの少なかった障がいのある人が、「言えば届く」を実感し、積極的に社会参加できるよう、政策等に対する発言の場、意見交換の場を設ける必要があります。

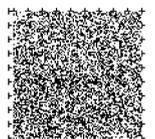
施策（1）障がいのある人の発言の場の拡大

○タウンミーティング等の実施（障がい福祉課）

障がいのある人を含め、広く県民の声を障がい者施策に反映させるため、県内各地においてタウンミーティングを開催し、意見交換を行います。

○社会参加推進センターの機能強化（障がい福祉課）

福井県社会参加推進センターが、県内障がい者団体等からの要望をとりまとめ、国や県、市町、関係機関等に対し要望活動を行うことで、障がい当事者の意見を施策に取り入れられるようにしていきます。



重点施策（6）福祉教育・交流の推進

現状と課題

障がいのある人への差別や偏見の根底には、障がいのある人に対する無理解、無関心があります。障がいのある人とない人が、お互いを知り、理解することにより、差別や偏見をなくしていくことが重要です。

お互いがお互いを知るため、子どもから大人まで、学校や地域における交流を推進しながら、インクルーシブ教育を充実させるとともに、幼少期から学校教育において、障がいのある人や様々な障がいについての教育を進めていく必要があります。

施策（1）相互交流の推進および障がいに関する理解促進

○特別支援学校と近隣小・中学校等の交流および共同学習の推進（高校教育課、児童家庭課、義務教育課）

特別支援学校と小・中学校が行う交流および共同学習を通して、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことができる体制を整えます。

障がいのある乳幼児と障がいのない乳幼児が、認定こども園、幼稚園および保育所にて共に教育および保育できる体制を支援します。

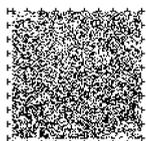
○障がい者施設における体験・交流の推進（障がい福祉課）

障がいへの関心と理解を深めるため、障がい者施設が中心となって、地域の小・中学生等子ども達を対象とした施設ボランティア体験や障がいのある人との交流イベントを実施します。

また、夏祭等の地域行事への参加など施設と住民との交流を進め、地域全体での障がいのある人に対する理解促進を図ります。

○児童生徒対象の障がい者スポーツ交流体験の実施（スポーツ課）

障がいの有無にかかわらず、スポーツの楽しさを共有できるよう、児童生徒を対象にした障がい者スポーツの体験教室や交流会を実施し、障がい者スポーツを通じて理解促進を図ります。



施策（2）インクルーシブ教育システムの推進

○ インクルーシブ教育システムの推進（高校教育課、義務教育課、児童家庭課）

障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにします。こうした取組を通じて、障がいのある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育の整備を推進します。

あわせて、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、障がいのある児童生徒が関わるいじめの防止や早期発見等のための適切な措置を講じます。

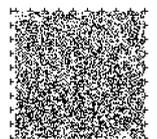
学校の教育活動を通じた障がいに対する理解の促進や、異なる学校間での交流および共同学習の事例や在り方等に関する情報収集や周知を行うことで、一層の推進を図り、互いを尊重し合いながら協働する社会を目指します。

各学校における障がいのある幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供に当たっては、全ての学びの場において、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等を把握し、それに応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましいことを引き続き周知します。

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が教育を受けたり、他の幼児児童生徒と共に学んだりする機会を確保するため、医療的ケア看護職員の配置に努めます。

障がいのある児童生徒が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、障がいのある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。

障がい者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、本人・保護者の意向等を踏まえつつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を促進します。



重点施策（7）個別のニーズに応じた教育の充実

現状と課題

障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるよう環境を整備する必要があります。

施策（1）住み慣れた地域で安心して暮らしていくための教育の充実

○教員の専門性向上（高校教育課）

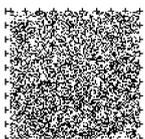
通級による指導の担当教員に対し、発達障がい等の障がいに関する専門性を充実させ、児童生徒の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

○特別支援学校と近隣小・中学校の交流および共同学習の推進（高校教育課）

特別支援学校と小・中学校が行う交流および共同学習を通して、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことができる体制を整えます。

○特別支援学校の就労応援（高校教育課）

特別支援学校の生徒が行う企業実習のサポートを充実し、地元企業への就労を促進するとともに、企業に就職した卒業生に対して定期的な企業訪問などのアフターフォローを実施し、職場定着・離職防止を進めます。



基本目標2 自分らしく活躍し、生き生きと生活する



重点施策（1）障がいのある方の幸せ就労の推進

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、一般就労から就労継続支援B型事業所まで、幅広い就労への支援を行う必要があります。

本県では、福井県工賃向上計画に基づき、優先調達の推進や商品開発等を行っていますが、就労人数の増加に伴い、多様な働き方や仕事内容へのニーズが高まっている中で、工賃（賃金）向上だけでなく、障がいのある人が自分らしく生きがいを持って活躍し、自己実現を得られるような環境の整備が必要です。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
B型事業所平均工賃	2021	22,093 円	2027	25,000 円
新たな農福連携挑戦事業者数	2022	—	2027	5 事業者

施 策（1）障がいのある方の幸せ就労の推進

○幸せ就労の推進（障がい福祉課）

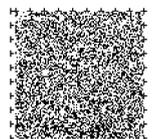
障がいのある人が働く際に、賃金・工賃の向上など経済的自立のほか、自らの価値観に基づく「働き方」や「生き方」を追求し、ひとりひとりが働く喜びを実感し、多様な働き方の選択が尊重されるように支援を行う「フクション！プロジェクト」を進めるとともに、就労定着数の調査等を行い、安心して継続して働ける環境づくりに努めることにより、幸せ就労の仕組みを構築していきます。

○官公需等の発注拡大（障がい福祉課）

「障がい者優先調達推進法」に基づく方針および目標について定めるとともに、調達の実績を公表します。また、市町や企業に対し、障がい者施設商品の発注や施設外就労の受入れなど、賃金向上への取り組みについて協力を依頼します。

○工賃向上に向けた新たな受注機会と販路拡大（障がい福祉課）

各B型事業所等が各々で設定した目標工賃を達成するため、消費者の目に留まりやすく、高品質・高付加価値の商品開発を行うためのアドバイザーの派遣や、オンラインを活用した業務受付や商品販売のためのシステム構築、



就労支援事業所で生産加工された商品のマルシェ・商談会の開催など、多様な受注機会の創出を行います。

○DX化、アンテナショップの設置（障がい福祉課）

障がい者就労の情報をまとめた「Webサイト」を活用し、事業所の情報発信やオンラインストアの充実を行うとともに、認知の拡大や変革を意識したアンテナショップの設置を検討します。

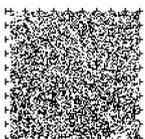
○A型事業所の経営改善（障がい福祉課）

A型事業所における就労の質の向上のため、事業所の生産活動の収支を利用者に支払う賃金の総額以上とするなどとした取扱いを徹底し、経営改善計画書の提出等の指導を行います。

○農福連携の推進（障がい福祉課、園芸振興課）

農福連携に関して、マッチングの仕組みを活用した施設外就労の促進、6次化商品の開発のほか、認知向上、相談支援、販路拡大支援等といった参入・定着体制を整え、農福連携に取り組む事業者の増加を図ります。

ソーシャルファームや、交流拠点としてのコミュニティレストラン、地場産業との連携や農福連携ツーリズム等といった農福連携に新たな視点を加えて挑戦したい事業者を応援する取り組みを行い、多様な働き方ができる環境を整備します。



重点施策（２）一般就労に向けた支援

現状と課題

障がいのある人の職業的自立のためには、就職に関する相談や職業能力の開発、就職活動、就職後の定着などそれぞれの状況に応じて関係機関と協力して総合的支援を行うことが重要です。

また、関係機関との連携体制をさらに充実し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うことが必要です。

障がいのある人の民間企業への就業については、法定雇用率（民間企業：2.3%）が令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げられることとされていることから、より一層の障がい者雇用が求められます。

法定雇用率達成事業所（R3.441社）は近年増加していますが、一方で全体の4割強の事業所がなお未達成となっており、未達成事業所への障がい者雇用の働きかけがさらに必要です。また、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く就職できるよう企業の障がい者雇用に対する理解を一層深めていくことも必要です。

一方、地方公共団体の法定雇用率（2.6%）については、令和8年7月から3.0%とされていますが、段階的な引き上げに係る対応は民間企業と同様とされています。

施策（１）障がい者雇用の促進

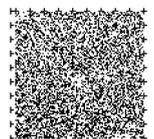
○障がい者雇用に対する理解促進（労働政策課）

障がいのある人の雇用の実態や就労状況を広く県民に周知して理解を深めるため、「障がい者雇用支援月間」（9月）に「ふくい障がい者ワークフェア」および「ふくい障がい者雇用推進セミナー」を開催して、積極的に啓発活動を行います。

○障がい者就業・生活支援センターの拡充による支援充実（障がい福祉課）

雇用・福祉・教育等の関係機関の連携拠点である障がい者就業・生活支援センターを現在の2カ所から3カ所に増設し、障がい者に対し就業面および生活面からの一体的な相談支援を実施するとともに、継続的な職場定着支援を実施します。

また、就労移行支援事業所による求職支援や就労定着支援事業所による職場定着との連携を図ります。



○障がいのある人の能力・特性に応じた就労の促進（労働政策課）

県内3か所に雇用促進支援員を配置し、障がいのある人、事業主双方からの相談に対応するとともに、企業開拓や一般企業・官公庁への就労の促進、職場定着に向けた支援等を行います。また、企業へのインターンシップ（1～2日程度）や就業体験（3日～2週間程度）等を実施し、職場適応訓練等につなげていくことにより、一般企業への就労を支援します。

また、県内企業の人手不足に対応するため、企業向けの専門相談窓口において、高齢者や女性、障がいのある人等、多様な人材が活躍できる環境づくりを支援します。併せて、企業訪問により収集した求人情報を基に、障がい者就業・生活支援センターと連携してマッチングを支援します。

○職業能力開発の充実（労働政策課）

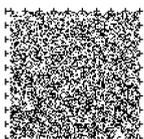
巡回就職支援指導員を配置し、職業訓練受講者へのキャリアコンサルティングや職業紹介等を実施し、障がいのある人の就労を支援するとともに、障がいのある人が実際の作業環境の中で、その作業や職場環境に慣れるための適応訓練や訓練終了後の定着のために事業主への助成を行うなど、就労の促進を図ります。

離転職者等に対しても、ITや介護などの職業訓練を民間教育訓練機関等で実施し、再就職のための能力向上や資格取得を支援します。

また、特別支援学校や福祉施設等の障がいのある人に対して、企業等を活用した実践的な職業訓練を実施することにより、障がいのある人の一般就労と定着を支援します。

○特別支援学校の就労応援（高校教育課）

特別支援学校の生徒が行う企業実習のサポートを充実し、地元企業への就労を促進するとともに、企業に就職した卒業生に対して定期的な企業訪問などのアフターフォローを実施し、職場定着・離職防止を進めます。



重点施策（3）スポーツの振興

現状と課題

県では全国障がい者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」を契機に、障がい者スポーツを通して健常者との相互理解や障がいのある人との共生社会を推進してきましたが、今後もさらに障がい者スポーツへの理解促進を図る必要があります。

また、障がい者スポーツ参加者の増加・拡大を推進し、2024年開催のパリオリンピック・パラリンピックなど主要国際大会等への出場をめざすトップアスリートの育成に取り組む必要があります。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
障がい者スポーツ出前講座参加者数	2021	2,455人	2027	2,500人

施 策（1）障がい者スポーツの振興

○スポーツ等の体験交流による障がいへの理解促進（スポーツ課）

障がい者アスリートによる障がい者スポーツの体験・講習会（出前講座）を開催し、障がいの有無にかかわらず参加者が広く交流することにより、障がいに対する県民の理解の促進を図り、共生社会の実現に努めます。

また、年齢や性別、障がいの垣根なく、誰もが楽しむことができるeスポーツに焦点をあて、障がい者の活躍する場や健常者との交流を深める機会を創出し、共生社会の実現を目指します。

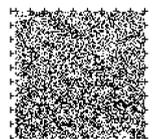
○スポーツに親しめる環境の整備（スポーツ課）

障がいのある人が身近な地域で日常的にスポーツに親しめるよう、障がいのある人の総合型スポーツクラブ等への参加支援を行い、障がい者スポーツの裾野拡大を図ります。

○障がい者スポーツ指導者の養成（スポーツ課）

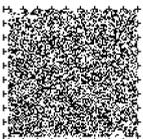
競技の専門的知識を持つ指導者を対象とした障がいに関する知識や技術に関する研修会を開催し、障がい者スポーツの競技指導ができる指導者の養成に努めます。

また、地域で障がい者スポーツの普及・指導にあたる障がい者スポーツ指導員の養成講習会を開催し、障がいのある人がスポーツを行う環境を整備します。



○パラリンピック等の競技スポーツに対する支援（スポーツ課）

同様の障がいのある人の大きな希望である、本県の障がい者トップアスリートに対して多方面から支援を行うことにより、その育成と障がい者スポーツに対する理解促進を図ります。



重点施策（４）文化芸術活動の充実

現状と課題

「障害者文化芸術活動推進法」（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）が、平成30年6月13日に公布・施行されました。

文化芸術活動に参加することは、障がいのある人の生活を豊かにし、社会参加を促進する上で重要なことです。

障がいのある人が絵画や音楽などの文化活動を楽しみ、文化・芸術を通じて自立と社会参加を実現できる場所および指導を受ける機会を提供する必要があります。

また、文化芸術に対する相談支援や研修を充実するとともに、情報発信等により文化芸術活動を通じた障がいへの理解促進を行う必要があります。

施策（１）芸術・文化を通じた社会参加の推進

○発表する機会の確保（障がい福祉課）

ハートフル文化祭やアール・ブリュット展、きらりアート展などの芸術展の開催を支援し、障がいのある人が制作した絵画、書道、手工芸品の展示や、合唱や楽器の演奏をする場を広く設け、障がいのある人自らの個性と才能を発揮する機会を充実していきます。また、国や関係団体等と連携し、優れた文化芸術活動について、県内外に対し情報発信します。

施策（２）文化芸術に触れる機会の充実

○子どもたちが文化芸術に親しめる機会の創出（文化課）

誰もが楽しめる体験型の文化芸術プログラムを提供するなど、障がいの有無に関わらず文化芸術に親しむことができる機会を創出します。

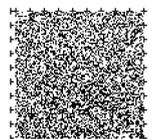
○文化芸術活動への支援（文化課、障がい福祉課）

文化活動団体等による障がいのある人を対象とした文化芸術活動を支援します。文化芸術の公演等における音声ガイドなどの導入、手話通訳などの派遣や文化芸術施設等のバリアフリー化の推進など、障がいのある人が文化芸術活動を鑑賞しやすい環境を整備します。

施策（３）支援基盤の整備や創造の機会の拡大

○支援基盤の整備（障がい福祉課）

福井県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、関係団体等による地域ネットワークを活用し、障がいのある方の文化芸術活動についての相談体制を整備するとともに、創作活動の支援方法および著作権等の権利の保護等を

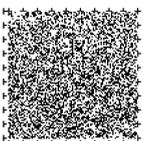


学ぶ研修会を開催し、芸術文化活動を支援する基盤の整備を行います。

○障がいのある方の創造の機会の拡大と育成支援（障がい福祉課）

障がいのある方の文化芸術活動について、関係団体や事業者等の関係機関と連携し、創造の機会の拡大を図ります。また、芸術上価値が高い作品が適切な評価を受けられるよう、環境の整備や実態調査、専門的な評価の機会の創出、適切な記録や保存等の推進に努めます。

さらに、障がいのある方の作品に関する権利保護や、芸術上価値が高い障がい者の作品等に係る販売、公演等について、円滑かつ適切に行われるよう支援体制の整備を行うとともに、アートの商品化についても、実現に向けて検討を進めます。



重点施策（5）日中活動・交流活動の充実

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場となる福祉サービス事業所等の整備が必要です。

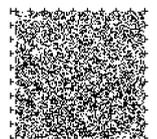
また、全ての県民が障がいに対する理解を深めるためには、障がいのある人と関わりを持ち、障がい特性だけでなく人となりを知ることが重要ですが、コロナ禍においては地域行事も自粛し、障がいのある人との接する機会が減少しており、交流活動の充実が必要です。

施 策（1）日中活動・交流活動の充実

○日中活動・交流活動の充実（障がい福祉課）

障がいのある人の日中活動の場となる各障がい福祉サービス事業所等（生活介護、就労支援、自立訓練等）について、必要な整備を着実に進めるとともに、市町が実施する日中一時支援事業や地域活動支援センターも含め、障がいの程度や種別に関わらず、本人が望む日中活動の場を利用できるよう、支援や周知を図ります。

また日中活動の目的は、単に就労の機会提供や情緒安定のみならず、社会参加活動を通して障がいのある人もない人も、地域で共に暮らす仲間としての相互理解を深めることであり、日中活動の場において、夏祭等の地域行事への参加や、施設行事への地域住民等の招待など、共生社会実現に向けた事業所と地域住民との交流を図ります。



重点施策（6）心の健康づくりの推進

現状と課題

ストレス社会の中、心の病気は誰でもかかる可能性があります。現代社会は緊張の連続で、私たちは気づかないうちにストレスをためこんでしまうことがあります。

県民すべてが、心の健康の重要性を正しく理解し健康でいられるよう、心の健康づくり対策を推進する必要があります。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
メンタルヘルスセミナー・ストレスセミナー・ストレスチェック参加者数	2022	2,000人	2023～ 2027	延10,000人

施 策（1）心の健康づくり

○正しい知識の普及（障がい福祉課）

心の健康づくりのための広報活動や講演会を行い、精神疾患や心の健康に関する正しい知識の普及を引き続き図ります。

○ストレスへの気づきの促し（障がい福祉課）

健診時等におけるストレスチェックを推進し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともにストレスの原因となる職場環境の改善につなげます。

○職場や学校におけるメンタルヘルス対策の推進（障がい福祉課）

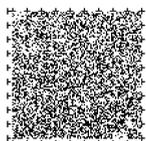
若年層や働き盛り世代に対する心の健康づくりを推進するため、高校生へのメンタルヘルスセミナーを行うとともに、中小企業向けに従業員へのストレスチェックやストレスセミナーを実施し、メンタルヘルス対策の充実を推進します。

○精神保健に関する相談体制の充実（障がい福祉課）

精神疾患に起因する二次障がいの問題も含めて解決につながるよう、総合福祉相談所、健康福祉センター、市町などの関係機関が連携して精神保健に関する相談に応じます。また、依存症相談拠点である総合福祉相談所において、依存症についての相談支援や研修会を行います。

○自殺対策の充実（障がい福祉課）

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、福井県自殺対策計画に基づく「地域における総合的な支援体制の強化」「ライフステージ別の対策の充実」「ハイリスク者への支援の充実」を基本目標に総合的に政策を推進します。



基本目標 3 障がい特性に応じて適切に支えあうための環境づくり



重点施策（1）障がい福祉・医療を支える人材確保

現状と課題

障がいのある人のニーズに的確に対応し、質の高い福祉、医療サービスを提供するためには、それを担う人材の確保が最も重要ですが、少子高齢化が進み労働力人口が減少する中で、福祉分野の人材不足は深刻になっています。

質の高い福祉人材を安定的に確保するため、県と事業者および関係機関が一体となって人材確保対策を進める必要があります。

施策（1）福祉人材確保対策の実施

○協議会等による人材確保策の検討（障がい福祉課）

県の自立支援協議会に設置されている人材確保部会の中で、事業所・団体、関係機関等が問題意識や課題を共有するとともに、障がい福祉分野における有効な人材確保対策について専門的検討を行い、連携のうえ、それぞれの役割に基づき効果的に対策を実施します。

○新規人材の確保（障がい福祉課）

就職支援コーディネーターを配置した障がい福祉人材センターを新たに設置し、ICTを活用しながら、福祉・介護職員の人材マッチングの強化や、インターンの受入れ促進、入門研修等を実施し、新規人材の確保を行います。

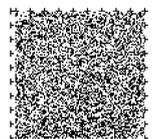
○既存職員の定着促進（障がい福祉課）

短時間サポート就労について、マッチングを実施し、高齢者等に支援の周辺業務を担当してもらうことで、職員が専門性を発揮しやすい職場環境を構築し、職員の社会的評価の向上を図ります。

また、介護ロボットやICTの導入支援により職員の負担軽減、経験年数や所有資格に応じた賃金改善についても奨励し、職場への定着を図ります。

○医療的ケア児者・重症心身障がい児者・強度行動障がい児者への支援や相談支援等を行う人材の確保（障がい福祉課）

障がい児者のニーズに沿った、より質の高い福祉、医療サービスを提供できるよう、福祉・介護職員の知見やスキルを高めるための研修を実施します。



重点施策（２）障がい児の地域療育体制の充実

現状と課題

県内の障がいのある子どもの多様なニーズに対応するためには、身近な地域で日常生活や集団生活に必要な機能訓練や医学的な指導等の療育を受けられる環境を整備することが必要です。

そこで、医療機関や地域の中核となる児童発達支援センターと、療育拠点となる児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所等が連携して、地域療育体制の強化を図る必要があります。

施策（１）医療機関や児童発達支援事業所などの地域療育拠点の充実

○地域の療育支援拠点の充実（障がい福祉課）

保育所等訪問支援や障がい児相談支援などの地域支援に取り組む児童発達支援センターの17市町への設置を進めるとともに、児童発達支援センターを中心に、医療機関や児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所などの地域療育拠点の連携を図り、障がいのある子どもが身近な地域で療育が受けられる体制を整備します。

○こども療育センターによる地域の療育支援（障がい福祉課）

こども療育センターの地域療育支援機能を強化し、地域の障がい児通所事業所や療育拠点病院などへの療育指導や人材育成を行うことにより、地域における療育の質を高めます。

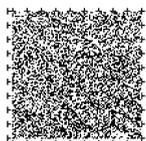
施策（２）地域療育拠点等による難聴児への支援体制の構築

○地域における専門職員の育成（障がい福祉課）

地域の障がい児通所支援事業所や療育拠点病院で、乳幼児が必要な療育を受け、地域で生活していけるよう、言語聴覚士等の専門職を各拠点へ派遣し、人材育成を行います。また、こども療育センターによる難聴児のコミュニケーションスキルの指導を行います。

○難聴児支援の中核的機能を有する体制の構築（障がい福祉課）

ろう学校のセンター的機能の強化を図るとともに、当事者・当事者支援団体を含めた会議を開催し、連携体制の強化等を検討することにより、診断、治療、療育、教育に至る切れ目ない支援を提供します。



重点施策（3）障がい児者の家族への支援

現状と課題

障がいのある子どもの保護者は、介護などによる体力的負担や心理的負担を抱えていることが多くあります。また、障がいのある子どもの兄弟姉妹（以下、「きょうだい」という。）や障がいのある人の子どももまた、周囲の理解不足等からくる不安や罪悪感など特有の心理的な負担を抱えることが少なくありません。

悩みを抱えて孤立した状態にならないよう、親に対する支援、障がいのある子どもにとって身近な存在であるきょうだいや障がいのある人の子どもへの支援を充実する必要があります。

施策（1）家族への支援の充実

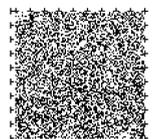
○障がいのある子どもの家族等への支援の充実（障がい福祉課）

親同士が悩みや情報を共有する場として児童発達支援センターの相談機能を充実します。

ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

○家族のレスパイト体制の充実（障がい福祉課）

障がいのある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、短期入所事業所を利用して家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、事業所の現状を調査、把握し、在宅支援の環境整備に努めます。



重点施策（４）相談支援体制・ピアサポートの充実

現状と課題

障がいのある人の地域での生活を支えるためには、相談支援事業所を中心に地域の関係機関が連携して相談支援を行うことが必要です。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、個々の特性・状況・ニーズに対応した多様なサービスを主体的に選択し、計画的に利用できるよう、相談支援従事者に対する研修の実施や地域での人材育成体制を強化し、相談支援体制の充実を図る必要があります。

施策（１）体制づくりや人材育成による相談支援の充実

○関係機関の連携（障がい福祉課）

市町、各地域自立支援協議会等と連携・協力し、相談支援従事者および各種サービス間のネットワーク強化を図り、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備する観点を踏まえつつ本人主体の支援が展開できる体制づくりを推進します。

また、圏域アドバイザー制度（相談支援体制整備事業）を活用し各圏域での体制整備についてバックアップするとともに、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの整備を促進します。

○地域における人材育成体制の強化（障がい福祉課）

地域生活支援のさらなる推進や相談支援の質の向上等を目的として、これまでの県による研修の実施や協議といった人材育成に加えて、圏域アドバイザー制度の活用により各地域での人材育成体制の強化を担う基幹相談支援センター等を支援します。

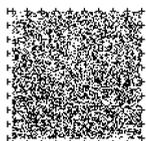
○総合福祉相談所（障がい部門）のアセスメント・相談機能の強化（障がい福祉課）

地域の相談支援に従事する者等に対して、的確なアセスメントに基づいた専門的な助言指導を行うため、総合福祉相談所（障がい部門）の医療的な相談機能の強化を図ります。また、専門的な研修を行い、地域の相談支援従事者の資質向上を図ります。

施策（２）ピアサポートの充実

○ピアサポートの充実（障がい福祉課）

研修を実施し各事業所に配置されるピアサポーターを養成していくほか、現場からの情報を随時集約し、本県におけるピアサポート体制の充実を図ります。



重点施策（5）高齢化対策の充実

現状と課題

身体障がいのある人の内65歳以上の割合は、令和3年度末現在で78.6%と高齢化が進んでいます。障がいのある人も介護保険適用年齢に達すると、介護保険サービスの利用が優先されますが、障がい者の個別の状況に応じ、障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用できます。適切な支給決定が行われるよう、連携を密に図っていく必要があります。

施策（1）高齢となった障がいのある人への適切なサービス利用の促進

○適切なサービス利用の促進（障がい福祉課）

介護保険サービスの円滑な利用を図るため、介護保険施設職員に対して障がい特性に応じた支援方法に関する研修を実施し、介護保険施設への適切な移行を促進します。

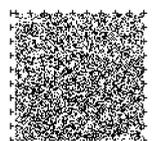
65歳以上の障がいのある人の個々の状況に応じた適切な支給決定が行われるよう、市町と連携して介護保険と障がい福祉サービスの適切な利用の推進に努めます。

高齢となった障がいのある人の相談やニーズに適切に対応するため、市町や相談支援事業所、地域自立支援協議会、地域包括支援センター等の関係機関の連携強化を図ります。

施策（2）共生型サービスの推進

○共生型サービスの推進（障がい福祉課）

65歳以上の障がいのある人が障がい者福祉施設で介護保険サービスを利用できるように、障がい福祉施設における「共生型サービス」の実施を推進します。



重点施策（6）医療的ケア児者・重症心身障がい児者への支援

現状と課題

医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という）は、身近な地域において医療や福祉サービスを受けられる場が少なく、また、学校や保育園においても医療的ケアに対応できない場合が少なくありません。

医療的ケア児が住みなれた地域等において、必要な医療や福祉サービスの提供が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育の関係機関が連携して総合的な支援を行う体制を整備する必要があります。

また、重症心身障がい児者とその家族が、必要とする支援を受けられるよう、身近な地域で心身障がい児者の受け入れ可能な福祉サービスの充実が必要です。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
医療的ケア児者日中利用事業所数	2022	44 箇所	2027	65 箇所

施 策（1）医療的ケア児者・重症心身障がい児者への在宅支援体制の構築

○在宅支援体制の構築・人材育成・生活の場の確保（障がい福祉課）

医療的ケア児者支援センターが中心となって、医療的ケア児者とその家族の相談対応を行い、適切な機関につなげるとともに、地域の関係機関に対する助言等により、地域における医療、保健、教育、福祉等の連携体制の構築を支援します。

また、医療従事者・施設従事者を対象にした実地研修や、医療的ケア児者への支援を総合調整するコーディネーターの養成研修を実施します。医療的ケア児者が住み慣れた地域で生活できるよう医療的ケア児者の日中利用事業所（生活介護、放課後等デイなど）やグループホーム等の基盤整備を含む必要な支援体制を検討します。

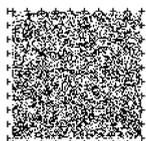
こども療育センターにおいて、医療的ケア児者の短期入所や日中の活動支援を行い、本人とその家族の在宅支援を推進します。

○医療的ケア児への支援（児童家庭課）

保育所等利用を希望する医療的ケア児が安心して通園できるよう、保育所や幼稚園等に看護師を配置する取組みを支援し受入れ体制を整備します。

○重症心身障がい児者の受け入れ拡大（障がい福祉課）

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者が安心して在宅での生活を続けられるよう、障がい児通所支援事業所や短期入所事業所等の重症心身障がい児者の受け入れ等に対する支援のほか、訪問看護サービスの延長利用に対する支援を行い、在宅での支援体制の充実を図ります。



重点施策（7）強度行動障がい児者への支援

現状と課題

強度行動障がいは、障がい特性に応じた適切な支援や環境を提供すれば、症状の多くは軽減することから、専門的な支援の質の向上や受け入れの充実を図ることが重要です。

強度行動障がいのある人に対してライフステージを通じた支援体制の確立や身近な地域における支援体制の確立が必要です。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
強度行動障がい者支援者養成研修 修了者数	2022	2,388人	2027	3,400人

施 策（1）強度行動障がい児者への専門的な支援

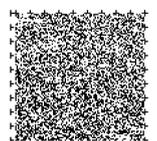
○受け入れ事業所の拡大・専門的人材の育成・生活の場の確保（障がい福祉課）

強度行動障がい児者の受け入れ事業所を拡大するため、個室化等の施設整備や、施設への専門チームの派遣による支援を行います。

また、強度行動障がい者の対応に関する研修の充実を図り、専門的な人材を養成していきます。強度行動障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、住環境の整備や短期入所の活用、事業者間での支援体制等を検討する場を設置します。

○強度行動障がい児者のアセスメントの実施（障がい福祉課）

専門家によるアセスメントを行い、地域の相談支援に従事する者等に対して助言指導を行います。



重点施策（8）発達障がい児者支援の充実

現状と課題

発達障がいは、わかりにくく、理解されにくいという特徴から、適切な支援を受けることができないまま、ひきこもりやうつ等の二次障がいを引き起こすケースも少なくありません。一方、早期に気づき適切な支援を受け、環境が整備されれば、通常の世界を送ることもできます。

このため、家庭、保育園、学校など、日頃児童が過ごす場所で、児童に関わる保護者、保育士や教員等がその子の困難さに気づき、早期に支援を行い、ライフステージの移行においても引き続き途切れない支援を受けることができる仕組みをつくり、全国モデルの発達障がい児者支援体制を充実していく必要があります。

また、発達障がいに起因する子どもの心の問題に対応するため、拠点病院を中核として、医療、福祉、教育等のネットワークの充実を図り、子どもの心の問題に対応できる医師や支援者の養成を行う必要があります。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
発達障がい者サポーター設置市町数	2022	11 市町	2027	17 市町

施 策（1）発達障がいのある人への支援体制づくり

- 「発達障がい者支援地域協議会」の開催（障がい福祉課）

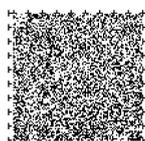
乳幼児期から学校教育、就労まで途切れない支援を行うため、保健・保育・福祉・教育、労働、医療等の関係機関が連携した「発達障がい者支援地域協議会」を開催し、県の支援体制の現状や支援ニーズ等を把握し、地域の実情に応じた発達障がいのある人への支援体制づくりを進めます。

- 福井県方式支援ツールの普及および活用研修の実施（障がい福祉課）

福井県方式支援ツール「子育てファイルふくいっ子」の考え方の理解や活用方法に関する研修を実施し、それぞれの子どもたちの特性に応じた切れ目のない支援が実現できるようにします。

- 発達障がい者地域支援マネジャーによる市町支援（障がい福祉課）

発達障がい児者に対して早期から途切れない支援を行うため、発達障がい者地域支援マネジャーを配置し、市町における保健・保育・福祉・教育部局の連携による支援体制づくりの助言・指導を行います。



○子どもの心の診療体制の整備（障がい福祉課）

発達障がいなどの児童青年期における子どもの診療を行える専門医の養成およびコメディカルを育成し、子どもの心の診療体制を整備します。

施策（２）発達障がい(児)者支援センターの運営

○福井県発達障がい(児)者支援センターによる相談・就労等の支援（障がい福祉課）

福井県発達障がい(児)者支援センター（スクラム福井）の県内3か所の窓口において相談支援、就労支援等を行います。

○福井県発達障がい(児)者支援センターによる地域支援体制の充実（障がい福祉課）

福井県発達障がい(児)者支援センター（スクラム福井）が、発達障がい児者支援の中核として、地域の支援機関への助言を行う等、地域の支援体制づくりを進めます。

施策（３）保育所、認定こども園および幼稚園等の支援体制強化

○保育カウンセラーの配置（児童家庭課）

市町に配置した保育カウンセラーが保育所等を巡回し、発達障がい児を含む「気になる子」について、保育士や保護者等にアドバイス等を行います。

施策（４）特別支援教育の充実による学校の支援体制強化

○発達障がい児教育の推進（高校教育課）

通常学級に在籍しながら個別指導を必要とする発達障がいのある児童生徒を対象に、一人ひとりの教育的ニーズに即した教育支援を行うため、特別支援教育センターおよび嶺南教育事務所特別支援教育課ならびに各特別支援学校が小・中学校等を支援する体制を推進します。

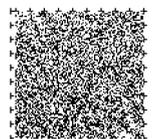
○発達障がいのある児童・生徒の移行支援（高校教育課）

小・中学校における発達障がいなどの支援や配慮を必要とする児童生徒に対して、個別の支援計画等の作成を促し、指導・支援の充実を図るとともに、移行期における小・中・高の学校間での支援の引き継ぎ体制を推進します。

施策（５）家族支援の充実

○ペアレントプログラムの推進（障がい福祉課）

こども療育センターを中核として、保護者が、子どもの特性を



親仲間と一緒に肯定的に捉えられるようにするペアレントプログラムの実施者を養成し、地域でのプログラム実施を推進します。

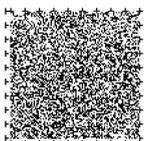
○ペアレントメンターの養成（障がい福祉課）

自身の発達障がいのある子どもの子育て経験を基に、相談・助言を行うペアレントメンターを養成し、地域での相談体制の充実を図ります。

施策（6）発達障がい児者への福井型就労支援プロジェクトの推進

○発達障がい児者への福井型就労支援プロジェクトの推進（障がい福祉課、高校教育課、労働政策課）

早い段階で自分の特性や適性に気づき、自分らしく活躍できる支援体制の整備のため、関係機関と連携して発達障がい者の就労の実態把握に努め、自己理解ツールや発達障がいに特化した就労支援プログラムの普及、発達障がい者サポーターを養成し発達障がいのある人の地域での相談・支援の充実を図ります。



重点施策（9）ひきこもりへの支援

現状と課題

ひきこもりとは、「様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」を指します。

内閣府の抽出調査から、本県において自室からほとんど出ないひきこもり状態にある人は15～64歳の統計でおよそ820人（自分の趣味や近所のコンビニ等のみ出かける広義のひきこもりの方は約6,300人）に上ると推計されます。

ひきこもり状態が長期化すると、社会参加につなぐまでには長い期間を要します。早期に適切な支援機関につなぐためには、保健・医療・福祉・就労支援・教育等関係機関が連携する必要があります。

このため、人材の育成、ネットワークの構築などの取組を強化し、身近な市町をはじめ地域における相談支援の充実を図る必要があります。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
フリースペース参加人数	2021	604人	2027	1,000人

施 策（1）ひきこもりへの支援

○ひきこもり地域支援センターの運営（障がい福祉課）

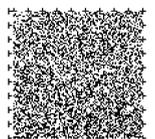
ひきこもり地域支援センターにおいて、困難事例への相談対応とアウトリーチ型の支援を行います。

より身近な市町において、ひきこもり相談窓口を設置し支援内容の充実が図れるよう、市町をはじめ地域の支援者を対象とした研修の開催や同行訪問などによりバックアップする体制を構築します。

県のひきこもり地域支援センターに「福井県ひきこもり市町支援チーム」を設置し、市町からの困難事例の相談や市町等が開催する困難事例ケース会議等へチームの中から適切な専門家を派遣します。

ひきこもり支援機関からなる連絡協議会や健康福祉センター単位での協議の場を開催し、保健・福祉・教育等関係機関との連携強化を図ります。

ひきこもり状態にある人が、自宅以外で安心して過ごせる「フリースペース」や、電子媒体を活用したフリースペースを開設することにより、社会参加に向けた支援を行います。



重点施策（10）高次脳機能障がい者の医療・福祉の充実

現状と課題

高次脳機能障がいは外見ではわかりにくく、本人や家族も気づきにくい障がいであり、障がいの現れ方も様々です。福井県高次脳機能障害支援センターの活動を通して社会的認知は進んできましたが、社会的な理解不足は未だあり、支援が途切れ、社会参加に繋がっていない当事者・家族がおられます。

高次脳機能障がいは、小児・成人・高齢者といったいずれのライフステージにおいても現れる障がいであり、社会的な理解不足を解消し、シームレスかつ地域格差のない支援が求められます。

施策（1）高次脳機能障がいに関する普及・啓発

- 高次脳機能障がいに関する情報発信（障がい福祉課）

各種講習会・研修等を開催し、パンフレット・リーフレットの配布、ならびにホームページやSNSなどを活用した情報発信を行います。

施策（2）高次脳機能障がい者医療の充実

- 高次脳機能障がい者の早期発見、早期支援（障がい福祉課）

福井県高次脳機能障害支援センターを拠点として、協力医療機関の拡充を図り、高次脳機能障がいの早期発見、早期支援を図ります。

施策（3）高次脳機能障がい者に対する地域支援の充実

- ライフステージに合わせたシームレスな社会参加支援（障がい福祉課）

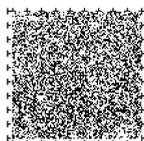
医療・福祉・介護・就労・就学・行政・患者団体がシームレスに連携し、当事者・家族の状況に合わせた社会参加へと繋ぎ合わせます。

- 格差のない支援（障がい福祉課）

各地域で格差なく支援が行われるよう、各地域での支援ネットワーク構築を図ります。

- ピアサポートの拡充（障がい福祉課）

当事者・家族に対する心理的サポートとして、ピアサポートの拡充を図ります。



重点施策（11）難病患者支援の充実

現状と課題

障がい福祉サービスを受けることができる難病は366疾患と拡大しており、一人ひとりの療養生活に応じた支援が必要です。

難病について、きめ細やかな対応とともに、社会的な理解不足を解消し、支援体制の充実を図る必要があります。

施策（1）難病患者への支援の充実

○福井県難病支援センターにおける患者支援（保健予防課）

難病患者が安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、福井県難病支援センターにおいて、療養・就労に関する相談や患者同士の自主的な活動への支援等を実施します。また、健康福祉センターや医療・保健・福祉関係機関等と連携して支援ネットワークの充実を図り、難病対策を推進します。

○地域における患者支援（保健予防課）

難病の患者や家族の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養の支援のため、健康福祉センターにおいて、医療相談会や訪問相談・指導等を行います。

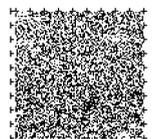
また、各地域の実情に応じた支援体制について関係機関と協議し、さらなる患者支援の充実を図ります。

○重症難病患者の在宅療養支援（保健予防課）

人工呼吸器装着または気管切開をして在宅療養をする重症難病患者の介護者の休息等のため、患者に一時入院または長時間訪問看護を行う体制を整え、患者、家族の生活の質の向上を図ります。

○小児慢性特定疾病児童等の自立支援（保健予防課）

小児慢性特定疾病児童および家族からの相談に応じるため自立支援相談所を設置し、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行い、小児慢性特定疾病児童の自立促進を図ります。



重点施策（12）適切な福祉・医療サービスの提供

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で生活をするためには、身近な地域で福祉や医療のサービスを受けることができる環境の充実が必要です。

障がいのある人が、基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適切な障がい福祉サービス、医療サービス等の提供を行う必要があります。

数値目標

項目	年度	実績	年度	目標
地域生活支援拠点の整備市町(圏域含む)	2022	12市町	2027	17市町

施策（1）障がいのある人の地域移行の推進

○地域生活への移行支援（障がい福祉課）

地域移行を受け入れるため、グループホームなど障がい福祉サービスの基盤整備を行うとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実（施設の充実や移動手段の確保等）を図ります。

また、地域で生活する障がいのある人の支援を進めるために、緊急時の受け入れ・対応や体験の機会・場などの役割を担う地域生活支援拠点等の整備を推進し、障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、在宅サービス提供体制の確保およびリハビリテーションを含めた専門的ケアの支援を行う機能を強化します。

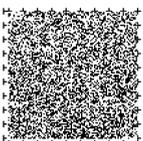
○住まいの確保の支援（建築住宅課、障がい福祉課）

県営住宅における障がい者等の優先入居を実施するとともに、バリアフリー化を推進します。なお、市町営住宅に関しても市町と協力・連携していきます。

また、民間賃貸住宅の空き室等を活用した、障がい者などの入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする「住宅セーフティネット制度」の活用を推進するとともに、障がい者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進し、障がい者等が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム体制の構築（障がい福祉課）

精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、健康福祉センター等を中心に当事者・家族・保健・医療・福祉・教育関係者による協議の場や、人材育成の充実などの基盤を整備した「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。



施策（２）心身障がい児者の歯科健診・診療

○心身障がい児者歯科健診・診療事業の実施（障がい福祉課）

心身障がい児者は、虫歯や歯周疾患の罹患率が高い傾向にあり、自己管理が困難な状況や保護者等の認識不足により、歯科疾患が重症化する傾向にあります。このため、福井県口腔保健センターにおいて、心身障がい児者を対象とする歯科診療を行うとともに、心身障がい児者の家庭を訪問し、歯科健診や歯科衛生に関する指導・助言を行います。

施策（３）認知症医療の充実

○若年性認知症への支援（長寿福祉課）

若年性認知症に関する専用の相談窓口を設置し、福祉サービス、健康・医療、権利擁護に関する相談を受け、情報提供を行うとともに、支援関係者とのネットワークを構築し必要な支援につなげます。

○診断・治療体制の強化（長寿福祉課）

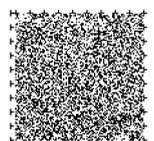
市町において、認知症検診を活用した認知症の早期発見を推進するとともに、早期の支援につなげるため、患者の自宅を訪問し多職種が連携して多角的に支援方法を検討する「認知症初期集中支援チーム」が活発に活動できるよう支援します。

○認知症に対する理解促進（長寿福祉課）

認知症について正しく理解する「認知症サポーター」を養成する講座を開催し、住民に認知症に関する理解を広げるとともに、地域で認知症の人や家族を支え、ともに活動する「チームオレンジ」の設置を推進するため、チームオレンジコーディネーター養成や認知症ステップアップ講座の開催を促し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるまちづくりを進めます。

○認知症ケアの人材育成（長寿福祉課）

地域において認知症の人が安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスを担う人材に対して、認知症の支援に関する知識や技術、多職種連携を学ぶ研修を実施します。



施策（４）経済的支援

○医療費の助成（障がい福祉課）

障がいのある人が適切な医療サービスを受けられるよう、自立支援医療制度の普及と適切な運用を図ります。また、重度の障がいのある人の医療費無料化を実施し、医療を受ける際に過度の負担が生じないようにします。

○低所得障がい者に対する助成（長寿福祉課）

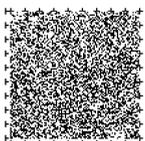
介護保険導入時に、障がい者施策によるホームヘルプ利用者で、サービス料の負担がなかった低所得の障がいのある人に対しては、利用者負担を全額免除します。

○指定難病等の医療費助成（保健予防課）

難病法に基づく指定難病、特定疾患治療研究事業および先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業の対象疾患の患者に対して医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。また、データを収集し、疾病の原因究明、治療方法の確立など国の研究事業に協力します。

○小児慢性特定疾病の医療費助成（保健予防課）

小児慢性特定疾病として指定された疾病の患者に対し医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。また、データを収集し、疾病の原因究明、治療方法の確立など国の研究事業に協力します。



重点施策（13）精神科医療体制の充実

現状と課題

精神疾患は近年増加傾向にあり、その症状が多様であることや自覚しにくいことから、症状が重くなってから精神科を受診することが少なくありません。

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、安心して地域や社会で生活できるよう、精神科医療機関や関係機関が連携しながら必要な精神科医療が提供される体制の構築を推進する必要があります。

施策（1）多様な疾患に対応できる医療連携体制の構築

○精神疾患医療提供体制の構築（障がい福祉課）

多様な精神疾患等ごと（統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症等）に対応できる医療機能を明確にし、県内の医療連携による支援体制の構築を目指します。

○精神科救急および身体合併症への医療体制確保（障がい福祉課）

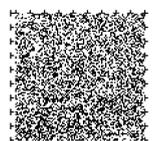
身体疾患を有する精神障がい者や自殺未遂者等への救急医療体制について、精神科救急医療機関と一般救急医療機関との協議の場を設け、受け入れ体制の充実についての検討や研修を行い、連携体制の構築を行います。

○精神障がい者の早期退院と地域移行（障がい福祉課）

精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）および地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、精神障がい者が地域で生活できるよう正しい理解を促進し、支援体制を整備します。

○摂食障がいへの理解促進と支援拠点の整備（障がい福祉課）

近年、若年女性を中心に罹患する人が増えている摂食障がいについて、県民や支援者の理解を促進するとともに、摂食障がい支援拠点病院の指定を含む治療支援体制の整備を図ります。



基本目標 4 安心・安全に暮らせるまちづくり



重点施策（1）障がい者に配慮したまちづくりの推進

現状と課題

改正障害者差別解消法の施行や、北陸新幹線開業を見据え、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心・安全に生活し社会参加できるようにするためには、公共交通機関や公共施設、民間施設等のバリアフリー環境の整備を促進するとともに、障がいのある人の権利を尊重し、気持ちに寄り添ってサポートする「心のバリアフリー」が重要です。

県民のバリアフリーに対する意識・理解の向上や思いやりの心を醸成し、支え合い、助け合いができる社会づくりを行う必要があります。

数値目標

項目	年度	実績	年度	目標
多数の県民が利用する県有施設の障がい者対応トイレ設置率	2022	92%	2027	100%
バリアフリー表示証の交付施設数		496 箇所		1,500 箇所

施策（1）北陸新幹線開業を見据えた駅周辺や観光地等のバリアフリー化の推進

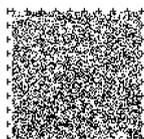
○駅周辺や観光地等のバリアフリー化の推進（障がい福祉課、観光誘客課）

北陸新幹線開業を見据え、観光地や宿泊施設、飲食店、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

○公共交通機関や交通施設のバリアフリー化の推進（地域鉄道課、交通まちづくり課、道路建設課、道路保全課）

地域住民の生活に必要な移動手段である鉄道やバスについて、その運行を確保するため、駅のバリアフリー化を市町や事業者と連携して進め、バス事業者における運行経費やノンステップバスの導入等、市町におけるコミュニティバスの運行を支援します。

道路や歩道などを、バリアフリーに対応した歩行空間に整備し、安心安全な生活環境の整備を推進します。



重点施策（２）防災対策の推進

現状と課題

障がいのある人は、災害発生時には、迅速な情報入手と自力での避難が困難な方が多いことから、より大きな危険にさらされ大きな被害を受けるリスクがあります。

また、障がいのある人は、避難所での生活において、身体的ケアやコミュニケーション支援等の特別な配慮を必要とします。

災害発生時に、障がいのある人に確実に情報を伝達し、迅速な避難、保健・医療・福祉サービスの提供など避難所での適切な生活支援を行う体制の整備を進める必要があります。

施策（１）障がいのある人の避難体制の整備

○在宅の障がいのある人の避難体制（危機対策・防災課、障がい福祉課）

市町が、災害発生時の在宅障がい者の個別避難計画を作成できるよう支援し、避難体制の整備を推進します。

○避難所等における福祉支援体制の構築（地域福祉課）

避難生活における福祉ニーズに対応し日常生活への移行を支援するため、福祉専門職で構成する災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制整備を推進し、避難所等における福祉支援体制の構築に取り組みます。

○福祉避難所の確保、充実（地域福祉課、危機対策・防災課）

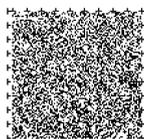
福井県災害福祉支援ネットワーク協議会において市町への支援や助言を行い、障がいのある人の特性に配慮した福祉避難所の確保や充実を図ります。

○障がいのある人の防災訓練への参加（障がい福祉課、危機対策・防災課）

総合防災訓練等の実施時には障がいのある人の参加について十分に配慮するとともに、障がいのある人に地域の防災訓練等への参加を促し、災害発生時の対応力強化と防災意識の高揚を図ります。

○大規模災害時（広域避難）の受入体制の構築（障がい福祉課）

大規模災害時には入所施設の利用者を迅速に避難させる必要があるため、関係機関、団体と協力して、災害時避難の受け入れ体制を構築します。



施策（2）災害時の医療等ケア体制の整備

○心のケア体制の充実（障がい福祉課）

災害時の精神障がいのある人などに対する医療を確保するため、精神科医師、看護師、精神保健福祉士等で構成する災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備を推進し、災害時の精神科医療提供体制の構築に取り組みます。

また、県内発災時に精神科医療を提供できる災害拠点精神科病院を指定し、D P A Tと連携した被災地活動・被災者支援ができる体制を整備します。

○関係機関との連携による医療等ケア体制の整備（障がい福祉課）

医療関係機関（DMAT、JMAT、JRAT、県内病院等）や障がい福祉サービス事業所、福祉関係団体と連携・協力し、福祉避難所において、重度心身障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど様々な障がいに対応して医療、リハビリテーション、福祉サービスなどが適切に提供できる体制を整備します。

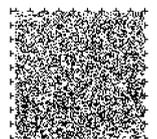
施策（3）災害時の情報の確保

○福祉避難所における情報の確保（障がい福祉課、危機対策・防災課、地域福祉課）

福祉避難所において、手話通訳や要約筆記、点訳、音訳など、必要な情報が障がい特性に応じて適切に伝えられるよう、関係機関、団体と協働して支援人材を派遣して、情報提供体制、意思疎通支援体制を整備します。

○避難情報の伝達（危機対策・防災課）

災害発生時もしくは災害が発生するおそれがある場合に障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、県警等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法における情報伝達の体制や環境の整備を促進します。



重点施策（3）感染症対策の推進

現状と課題

新型コロナ感染症を含む感染症への対応について、コロナ禍での経験も踏まえ、障がい福祉サービス事業所においても引き続き十分に感染防止対策を行い、利用者に対して必要なサービス等が継続的に提供される必要があります。

また、重度の障がいのある方で一人で入院できない方への医療をどのように行うかも課題です。さらに、視覚・聴覚・知的障がいのある方等に対する事前または検査・入院時などの情報保障が必要です。

施策（1）感染症対策の推進

○障がい者施設における感染対策（障がい福祉課）

新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応については、感染対策マニュアルや事業継続計画等の活用による、感染防止対策等の徹底を促進していきます。施設等における感染対策を強化するため、感染対策担当者に対し実践的な研修を実施します。

県と医療・保健分野および施設等が連携し、初動時における施設の感染対策・施設運営を支援します。

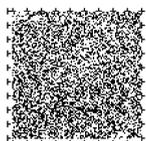
○その他の感染対策（保健予防課、障がい福祉課）

重度の障がいのある方等の特性をふまえ、患者の症状に応じた医療を、患者や家族が安心できる環境下において適切に提供するため、入院および外来等の治療体制を強化していきます。

施策（2）障がいのある人の情報保障

○視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいの方等への情報提供（障がい福祉課、保健予防課）

障がいのある方が、受診や入院の際に必要な情報を得ることができるよう、障がい特性をふまえ、適切に情報提供をしていきます。



重点施策（４）防犯対策の推進

現状と課題

平成28年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設で発生した入所者殺傷事件は、障がい者施設の利用者および関係者に大きな衝撃を与えました。この事件を通じて障がい者差別を解消していく必要性はもとより、障がい福祉サービスの分野でも防犯上の備えを十分に行う必要があることが強く意識されるようになりました。

障がいのある人の安全・安心を確保するため、本県では、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に生活していける安全・安心な社会の実現を目指しています。

障がいのあるなしに関わらず地域とのつながりを大切にしつつ、しかし、一方では犯罪の発生を抑え、利用者や職員の安全を確保するという両立が図られるような安全安心な施設づくりを推進する必要があります。

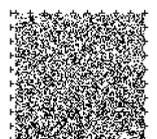
施策（１）安全で安心な施設づくりの推進

○安全管理体制の確保（障がい福祉課）

施設利用者や職員の安全を確保するため、防犯カメラや通報装置などの防犯設備を整備するとともに、防犯マニュアルの作成や防犯訓練の実施を推進して、施設の安全管理体制の確保を支援します。

○地域に開かれた施設づくりの推進（障がい福祉課）

過度な防犯対策は、地域住民とのつながりを希薄にし、施設利用者の心理的不安や差別、偏見を助長することにつながりかねないため、施設が開催する祭りやイベントへの地元住民の参加や、地元自治会の地域行事等への施設利用者の参加などの地域交流を実施し、地域の一員として開かれた施設づくりを推進します。



重点施策（5） 交通安全対策の推進・消費者被害の防止

現状と課題

障がいのある人を含む交通弱者の安全に向けて、人にやさしい交通環境を確保するとともに、県民一人ひとりの交通安全の意識の高揚を図るなど、総合的な交通安全対策が必要です。

また、障がいのある人の消費者トラブルは、障がい者自身がだまされていることに気づきにくく、被害にあっても相談することが困難といった状況に陥りやすいため、被害の未然防止や早期解決のための情報提供、周囲の見守りなどが大切です。

このため、障がいのある人本人や家族に対する意識啓発を行い、被害の未然防止・早期解決を図る必要があります。

施策（1）障がいのある人の交通安全の確保

○交通安全教育の実施（警察本部）

障がいのある人への交通安全指導として特別支援学校等における交通安全教育を行うとともに、ドライバーへの交通安全講習において、障がいのある人への安全配慮に関して、理解を深めていきます。

○歩行空間のバリアフリー化（警察本部、道路保全課）

「第1次福井県交通安全計画」に基づき、音響式信号機、歩車分離式信号および視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

施策（2）消費者被害の防止

○消費者被害防止に関する情報誌による情報提供（県民安全課）

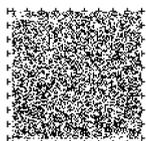
障がい者の家族会等に対し、消費者トラブル事例の紹介や予防策などを周知することによって、被害の未然防止を図ります。

○特別支援学校等への出前講座の実施（県民安全課）

障がいのある人やその家族の意識啓発を行うため、特別支援学校等において、消費者トラブル防止等の出前講座を実施します。

○障がい者向け相談対応力の向上（県民安全課）

障がいのある人の消費者トラブルの早期解決・再発防止を図るため、消費生活相談窓口の相談員等を対象とした障がいに対する知識や理解を深める研修を実施し、障がいのある人向けの相談対応力を強化します。



第5章

計画の推進



障がい者施策を推進するため、県の推進体制の充実や関係機関との連携の強化を図るとともに、県民の理解と協力を得て障がいのある人が地域で安心して暮らしていくための施策を総合的かつ効果的に推進します。

1 共生社会づくりを推進するための県民への普及啓発

障がいのある人の社会参加や差別解消を進める条例の理念を周知するため、出前講座等を実施し、県民全員参加型の共生社会の実現を推進します。

2 県における進捗状況の把握と事業の実効性の検証

毎年、計画の進捗状況や障がい施策の現状、目標の達成状況等を「福井県障がい者施策推進協議会」に報告を行うとともに、施策の総合的かつ計画的な推進について審議を行います。

3 県における部局横断的な推進体制の整備

障がい者施策を効果的に推し進めるために、各部局間の連携を強化し、全庁を挙げて施策を推進します。

4 県と市町との連携の強化

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の目的や理念を、市町とともに広く県民に周知するとともに、市町との連携を強化し共生社会実現に向けた障がい者施策の効果的な推進を図ります。また、障がい福祉サービスや市町が行う事業等については、「福井県障がい者自立支援協議会」において情報共有や協議を行います。

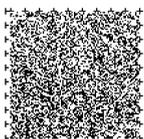
5 障がい福祉サービス事業所に対する指導の充実

障がい福祉サービスを提供する事業所に対しては、サービスの適正化や質の向上について、助言や指導を充実させます。

さらに、事業所において、実施するサービス内容について、自らが積極的に公表することを促します。

6 障がい者団体等との連携、協力

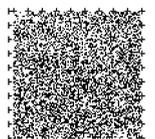
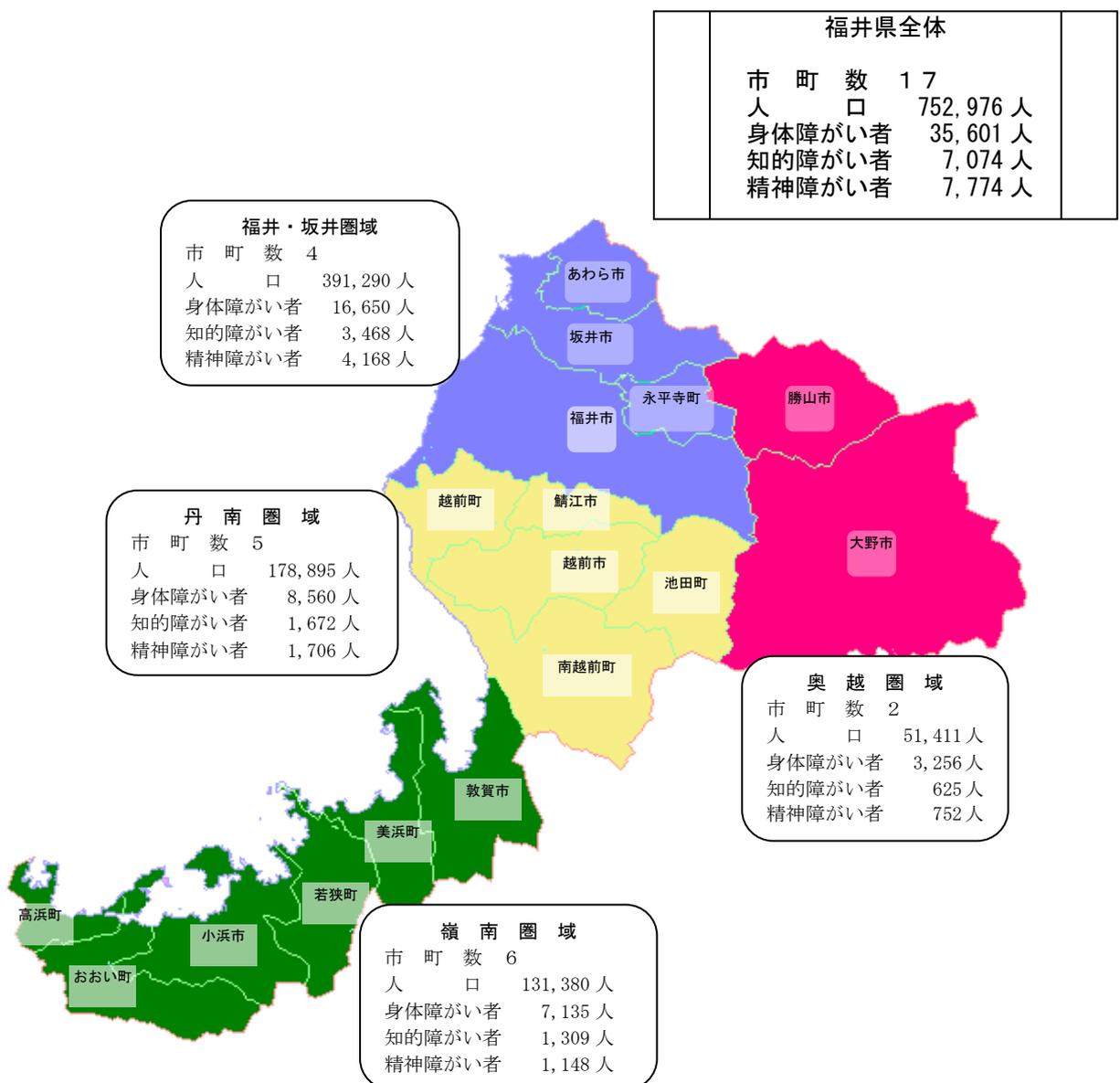
障がい者福祉の向上を目指す関係機関や団体と協力、連携し、障がいのある人の意見を施策に反映していくための取組みを推進します。

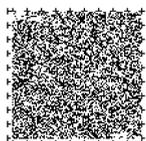


7 障がい保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法において、障害福祉サービスの実施主体が市町村に一元化されていますが、市町を越えて対応する必要がある専門的な課題などもあることから、本県では、各市町の人口規模や地域特性などを踏まえて、4つの障がい保健福祉圏域を設定しています。圏域ごとに協力し、一体となって施策を実施していく必要があります。

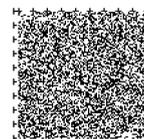
[福井県障がい保健福祉圏域]





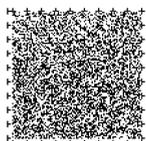
資料編

ふくい共生社会実現プラン～第7次福井県障がい者福祉計画～の主な歩み



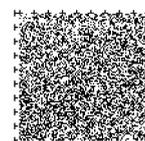
障がい者福祉計画策定の主な歩み

年	概 要
昭和 56 年 (1981 年)	「国際障害者年」 毎年、12 月 9 日を「障害者の日」と宣言
昭和 57 年 (1982 年)	国において「障害者対策に関する長期計画」決定 障害者対策推進本部を設置
昭和 58 年 (1983 年)	「国際障害者の十年」開始年（～最終年 1992 年） 「福井県の障害者福祉の方向－障害者福祉長期計画－」策定 （計画期間：昭和 58 年度から概ね 10 年間）
平成 5 年 (1993 年)	「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」策定 「障害者基本法」の公布
平成 6 年 (1994 年)	「福井県第二次障害者福祉長期計画－ともに生きる福祉社会をめざして－」 策定（計画期間：平成 6 年度から概ね 10 年間）
平成 7 年 (1995 年)	「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 ヶ年戦略）」策定
平成 8 年 (1996 年)	「福井県福祉のまちづくり条例」制定
平成 9 年 (1997 年)	障害福祉課に「福祉のまちづくりチーム」新設
平成 12 年 (2000 年)	「福井県第三次障害者福祉長期計画－生き活きとした「福祉福井」の創造－」 策定（計画期間：平成 12 年度から概ね 10 年間）
平成 14 年 (2002 年)	「障害者基本計画」および「重点施策実施 5 か年計画」策定
平成 15 年 (2003 年)	「福井県第三次障害者福祉長期計画」の新しい数値目標策定 （計画期間：平成 15 年度～平成 19 年度）
平成 16 年 (2004 年)	「障害者基本法」の一部改正 障害者週間（12 月 3 日～9 日）制定
平成 18 年 (2006 年)	「障害者自立支援法」施行（4 月 1 日）
平成 19 年 (2007 年)	「福井県障害者福祉計画」策定 （計画期間：平成 19 年度～平成 23 年度）
平成 21 年 (2009 年)	内閣に「障がい者制度改革推進本部」の設置（12 月）



年	概 要
平成 22 年 (2010 年)	「障がい者制度改革推進会議」の開催（平成 22 年 1 月～24 年 7 月）
平成 23 年 (2011 年)	「障害者基本法」の改正（8 月 5 日）
平成 24 年 (2012 年)	「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）
	「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行（10 月 1 日）
平成 25 年 (2013 年)	「福井県障害者福祉計画」（第 5 次）策定 （計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）
	「国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行（4 月 1 日）
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（6 月 26 日）
平成 28 年 (2016 年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行（4 月 1 日）
平成 30 年 (2018 年)	「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」制定 （3 月 19 日）
	「福井県手話言語条例」制定（3 月 19 日）
	「福井県障害者福祉計画」（第 6 次）策定 （計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度）
令和元年 (2019 年)	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の公布・施行（6 月 28 日）
令和 3 年 (2021 年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正（6 月 4 日）
	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の公布（6 月 18 日）・施行（9 月 18 日）
令和 4 年 (2022 年)	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の公布・施行（5 月 25 日）
令和 5 年 (2023 年)	「ふくい共生社会実現プラン～第 7 次福井県障がい者福祉計画～」策定 （計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度）

(注) 表中 **太字**は、本県の取組み



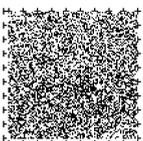
第7次福井県障がい者福祉計画策定委員会

◎＝委員長

氏 名	役 職 等
竹下 輝政	福井県身体障がい者福祉連合会 理事
上野 孝子	福井県手をつなぐ育成会 理事
出店 三恵子	福井県精神保健福祉家族会連合会 理事
古市 峰子	福井県身体障害者(児)援護施設連絡協議会 監事
高村 昌裕	福井県知的障害者福祉協会 会長
岡本 直美	福井県精神障がい者福祉サービス事業所連絡協議会 役員
小林 康孝	福井医療大学 副学長
堀江 端	福井県精神科病院協会・診療所協会 会長
梅田 晃代	福井県商工会議所連合会女性会 会長
◎相馬 大祐	福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科 准教授
岡田 隆志	福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科 准教授
吉川 順子	福井県特別支援学校長会 会長

第7次福井県障がい者福祉計画策定委員会開催状況

	開催日時・場所	検討内容等
第1回	令和4年6月10日(金) 14:30～16:30 アオッサ	・障がい者福祉にかかる国の状況 ・本県の現状と前計画の達成状況 ・新計画に向けた課題および方向性
第2回	令和4年8月29日(月) 18:00～20:00 福井県社会福祉センター	・ふくい共生社会実現プラン～第7次福井県障がい者福祉計画～(仮称)の骨子素案
第3回	令和4年11月7日(月) 18:00～20:00 福井県国際交流会館	・ふくい共生社会実現プラン～第7次福井県障がい者福祉計画～の概要
第4回	令和5年1月30日(月) 18:00～20:00 オンライン会議	・ふくい共生社会実現プラン～第7次福井県障がい者福祉計画～(案)



「ふくい共生社会実現プラン～第7次福井県障がい者福祉計画～」の策定に当たり、県民の皆さまからのご意見を反映し、福井県にふさわしい、県民すべてが理念を共有できるような、県民総意の計画となるよう、広くご意見をいただく場として、県内各地でタウンミーティング等を開催しました。

1 開催状況

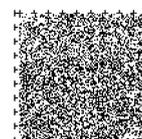
(1) 障がいのある人および家族、その他障がい福祉に関わる人達との意見交換会

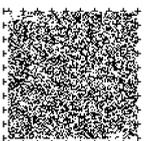
開催日	場 所	参加者
令和4年8月27日(土)	アイアイ鯖江	39名
令和4年8月28日(日)	パレア若狭	37名
令和4年9月3日(土)	多田記念大野有終会館(結とびあ)	36名
令和4年9月3日(土)	福井県生活学習館	69名

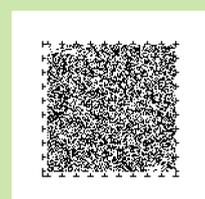
参加者総数 181名

(2) 各障がい福祉課所管団体との意見交換会

開催日	場 所	参加団体
令和4年7月22日(金)	オンライン開催	16団体









「風神雷神」 陽光会あいの里 齊藤 達也 氏
(第8回アール・ブリュット展ふくい絵画の部大賞)

ふくい共生社会実現プラン 第7次福井県障がい者福祉計画

発行 2023(令和5)年3月
編集 福井県健康福祉部障がい福祉課
TEL: (0776) 20-0338
FAX: (0776) 20-0639
E-mail: syogai@pref.fukui.lg.jp

